

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん
「障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見
 ぶんやでいー しえん さーびす たいけい
(分野 D 支援(サービス)体系) その3

ぶんやでいー しえん さーびす たいけい
(分野 D 支援(サービス)体系)

こうもくでいー せいかつじったい そく かいじょしえん さーびす とう
<項目 D -2 生活実態に即した介助支援(サービス)等>

ろんてんでいー すいしんかいぎ しーむれす さーびす かくほ ひつようせい してき
論点 D -2-1) 推進会議では、シームレスなサービスの確保の必要性が指摘された。

また、しょうがいしゃけんりじょうやく ぱーそなる あしすたんす さーびす ふく しえん
 さーびす ていき ちいきしえん さーびす かつ
 サービスも提起されている。これらをふまえ、地域支援サービスのあり方についてどう
 かんが
 考えるか? . . . 2

ろんてんでいー げんざい ほーむへるぶ がいどへるぶ しく なん へんこう
論点 D -2-2) 現在のホームヘルプ、ガイドヘルプの仕組みについては、何らかの変更
 ひつよう がいどへるぶ かん こべつきゅうふか ひつよう
 が必要か?また、ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要か? . . . 14

ろんてんでいー しょうがいとくせい ひつよう みまも あんしんかくほ そうだん
論点 D -2-3) 障害特性ゆえに必要なとされる見守りや安心確保の相談といった
 しんたいかいご かじえんじょ じんてきさぽーと いち
 身体介護・家事援助ではない人的サポートの位置づけをどうするべきか?
 . . . 27

ろんてんでいー いりょうてきけあ ひつよう しょうがいしゃ ちいき さぽーとたいせい かくりつ
論点 D -2-4) 医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立する
 ためにはどういう課題があるか? また、ちいきせいかつ けいぞく ひつよう おう りよう
 地域生活を継続しながら必要に応じて利用
 できるしょーとすていとう きのう のぞ こえ かくほ
 ショートステイ等の機能を望む声があるが、確保していくためにどのような課題
 があるか? . . . 40

こうもくでいー しゃかいさんかしえん さーびす
<項目 D -3 社会参加支援(サービス)>

ろんてんでいー しょうがいしゃ しゃかいさんか てん しゅうろう しゅうがく さい かいご
論点 D -3-1) 障害者の社会参加の点から就労・就学に際しての介護、
 つうきん つうがく かいご おお かない してき そうごうふくしほう さーびす
 通勤・通学の介護が大きな課題との指摘があるが、総合福祉法のサービスでどこま
 か ばー かんが さい ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい やくわりぶんたん
 でカバーすると考えるか、その際、労働行政や教育行政との役割分担や
 ざいげん かんが
 財源をどう考えるか? . . . 58

ろんてんでいー いばしよきのう ひろ なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう
論点 D -3-2) 居場所機能など広く仲間との交流や文化芸術活動などについてど
 かんが かくほ たいけい かんが
 う考え、確保していくための体系はどう考えるか? . . . 72

ぶんやでいー しえん さーびす たいけい
(分野 D 支援 (サービス) 体系)

こうもくでいー せいかつじったい そく かいじょしえん さーびす とう
<項目 D -2 生活実態に即した介助支援 (サービス) 等>

ろんてんでいー すいしんかいぎ しーむれす さーびす かくほ ひつようせい してき
論点 D -2-1) 推進会議では、シームレスなサービスの確保の必要性が指摘された。

また、しょうがいしゃけんりじょうやく ぱーそなる あしすたんす さーびす ふく しえん
障害者権利条約では「パーソナル・アシスタンス・サービス」を含む支援
サービスもていき ちいきしえん さーびす かた
サービスも提起されている。これらをふまえ、地域支援サービスのあり方についてどう
かんが
考えるか？

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○結論

ようじき こ おとな したが じんせい つう しえん なに ひつよう
幼児期から子ども、大人となるに従い、人生を通じて支援するためには何が必要な
のせいり きゆうふ さーびす かんが さい ひと
か整理して、給付されるべきサービスをしっかり考えるべきである。その際、その人
のじんせい つう いっかん しえん まねじめんと しょうがいしゃ けあまねじやせいど
の人生を通じて一貫した支援をマネジメントする障害者ケアマネジャー制度が
ひつよう かんが
必要と考える。

いざわいん
【伊澤委員】

○結論

けいぞく さーびす えられるしくみ じょうきょう へんか たいおう そうだんたいせい
継続してサービスが得られる仕組みと状況の変化に対応できる相談体制は
ひつよう ほんにん よりそいながら
必要。(本人に寄り添いながら)

○理由

つねにじょうきょう へんか あり てきせつ たいおう こと ちいきせいかつ いじ
常に状況の変化も有り、それに適切に対応する事により、地域生活を維持でき
る！！

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

たてわ あく ざいたく せいかつ ささ きほん かんけいきかん きょうどう
縦割りイコール悪としないが在宅の生活を支えることを基本に関係機関が協同
してちいきしえん ちょうせい ひつよう
地域支援サービスを調整することが必要。

がくしゅう せいかつ しゅうろう せいかつばめん こべつしえん ひつよう こじん
学習、生活、就労あらゆる生活場面において個別支援が必要。また、個人の
せいしんてきふたんとう そうだんしえん じゅうよう しえん
精神的負担等の相談支援も重要である。このような、支援のネットワークをつなげ
たんとうしゃ ひつよう
る担当者も必要。

りゆう
○理由

ざいたく せいかつ かた けいじ なか しえん にな て けいぞくせい
在宅で生活している方の経緯の中での支援サービスの担い手も継続性が
ひつよう
必要。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

ちいきしえん さーびす せいかつじつたい そく じこせんたく じこけつてい
地域支援サービスについては、生活実態に即し、自己選択と自己決定、
けあまねじめんと きーわーど ほんにんしゅたい ちいきしえん さーびす こうちく ひつよう
ケアマネジメントをキーワードとする本人主体の地域支援サービスを構築する必要
がある。これらのサービスは支援費制度の時代のほうが使い勝手が良かったように思う。

りゆう
○理由

ぱーそなる あしすたんと さーびす ちいきしえん かた りそくてき
「パーソナル・アシスタント・サービス」は地域支援のあり方として理想的であり、
るいじ しえん さーびす るいけい じゅうどうしょうがいしゃとうほうかつしえん しえん
PAS に類似した支援サービス類型である「重度障害者等包括支援」のように支援
たいしょうしゃ じょうきょう しょうがいしゃ ひつよう かんが かた
対象者の状況によっては、すべての障害者がそれを必要とするという考え方をと
る必要はないかもしれないが、見守りも含め必要不可欠な地域支援体制であると考
えられる。発達障害に即して考えると、行動障害が激しく在宅でのケアが困難
であるが本人が在宅以外を強く拒否するために即座の入院につながらない場合や、
きょうどうこうどうしょうがい にゅういんちりょうご ざいたく もど じょうたい ふあんてい ばあい
強度行動障害の入院治療後に在宅に戻ったが状態が不安定となった場合など、
ちてきしょうがい うむ かんけい ひつよう きよくめん
知的障害の有無に関係なく、PAS が必要となる局面がある。また、PAS のような
じぞくてき ほうかつてき しえん ひつよう ばあい はつたつしょうがい かん い
持続的・包括的な支援が必要でない場合については、発達障害に関して言えば、
D-1-1 で述べたような「パーソナル・サポート・サービス」といった本人の状態にあっ
たちいきしえん さーびす ひつよう とく はつたつしょうがい ばあい しょうがい
た地域支援サービスが必要である。特に、発達障害の場合には、障害がもたらす
こんなん じょうたいぞう いてい とどき じょうきょう かんきょうよういん りょうこう
困難さの状態像が一定ではなく、その時々々の状況（環境要因）によって良好と
なったり増悪したりするので、一個人の状態像が変転していく範囲をカバーする形
で利用できるという意味でのシームレスなサービスが求められている。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

「パーソナル・アシスタンス・サービス」が具体的にどのような仕組みを指すものか
はんぜん かいじょしゃ ちよくせつけいやく
判然としないが、ダイレクトペイメント（介助者との直接契約）とセルフマネジメ
ントによる介助制度というものであるなら、知的障害のある人たちにとっては、その
しょうがいとくせい しえん ふきゅう しく かんが ちてきしょうがい
障害特性や支援ニーズから、普及する仕組みとは考えられない。また、知的障害の

ある人と介助者の契約という特定の関係性に多くを依存することは、本人の権利侵害の危険性もはらむものと考える。

知的障害のある人たちにとっては、暮らし全般にわたって、必要な時に相談や支援を受けることができる相談支援体制が先ずは重要と考える。

【大濱委員】

○結論

特に毎日16時間や24時間の重度訪問介護の利用者の場合は、権利条約に書かれているように、他の者（健常者）と同様の生活をするには、朝出勤前の介助、通勤介助、職場での介助（突然の残業もある）、夕方の買い物や余暇の外出（同僚との飲み会は急に決まる）、自宅での夜の介助といった流れに対応できるように例えば16時間を2交代などで、長時間同じヘルパーによる介助が必要。制度切り分けは不便。介護計画という概念もなくすべき。

○理由

健常者と同じ社会参加をするには、予定が決まっていなければいけない現行制度は不適。

職場での介護も、選択性で、現行の障害者雇用助成制度が重度訪問介護を選択できるようにして、重度訪問介護を選択した場合は障害者雇用会計からその分の事業費を繰り入れる制度にすべき。

○結論

パーソナルアシスタンスは24時間介護制度が実現していない市町村でこれを行うと「安上がり福祉」を実現するツールになってしまうので、1日24時間（月744時間）の介護の支給決定を（必要な障害者すべてに）実施している市町村に限って、モデル事業として行うべき。モデル事業の選定には障害者団体の全国団体の意見を聞くべき。

○理由

たとえば、重度訪問介護を1日12時間しか行っていない市町村で、この制度を行うと重度訪問介護の半分の単価でヘルパーを雇って24時間にできると安易に考え、ヘルパー制度を改善しない。

すでにこの制度を開始したある市では、24時間介護が必要な重度の全身性障害者

に1日11時間しか重度訪問介護を支給決定していない（人工呼吸器利用者のみ24時間認めている）。この市はホームページでのパーソナルアシスタント制度の説明で（200時間の例で）「200時間×2200円（仮単価）=44万円分の介助費の支給を受ける」「費用の額は現在と同水準」「1時間あたり2200円未満で介助者を見つけることができた場合は、時間数が今より増加」と記載している。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

障害者の生活を輪切りにしないシームレスなサービスとして重度訪問介護のよ
うな長時間見守り型介護がある。しかし、重度訪問介護の対象者の範囲は四肢麻痺
の肢体不自由者に限定されており、長時間の利用には国庫負担基準の制約もある。
対象者の拡大及び必要な給付を確保できる財政制度の構築を図るとともに、
可能であればその名称も「個別包括支援（パーソナル・アシスタンス・サービス）」等
と変更するか、従来の「日常生活支援」に戻すべき。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○結論

・日中活動、社会参加、居住、移動、コミュニケーションの各支援事業に再編し、
当事者主体のサービスの利用システムとして、パーソナル・アシスタンス・サービスを
導入する。

りゆう
○理由

・通常のサービスの支給システムに加えて、当事者主体の選択による
サービスシステムを導入する。

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

パーソナル・アシスタンス・サービスとして確立することに賛成である。

りゆう
○理由

訪問系事業や移動支援等を個別の給付体系とし、かつ障害程度区分で上限を
設けることによって財政抑制は可能になっただろうが、その結果、地域間・障害間

おお かくさ たにま ほか びょうどう かんてん
に大きな格差と谷間をつくってしまった。そのため、他のものとの平等の観点から、
おも しょうがい ちいき く ぜんてい しえんたいせい そうごうか ほんにん
いかなる重い障害があっても地域で暮らすを前提とした支援体制の総合化と本人
せいかつじったい ひつよう しえん のぞ
の生活実態と必要にもとづく支援とすることが望まれているため。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん ○結論

ちいきしえん さーびす あんてい せいかつ けいぞくしえん たよう しえん ほんにん つめ
地域支援サービスは安定した生活の継続支援として、多様な支援を本人に継ぎ目
な とうごうしえん りそう しえん ほうこう せいどりよう かんが
無く統合支援することが理想であり、この支援の方向を制度利用においても考える
ひつよう
必要がある。

さーびす ないよう げんてい かぞくどうよう とーたる しえん さーびす ひつよう
サービス内容を限定せずに家族同様にトータルに支援するサービスが必要です。

いみ ぱーそなる あしすたん と ほうかつてきしえん ゆうこう かんが
その意味でパーソナルアシスタントのような包括的支援は有効と考えています。

ほうかつしえん かんけつてき じぎょうたい こじん まか かか こ くふう ひつよう
包括支援を完結的に事業体ないし個人に任せて抱え込まない工夫が必要です。

りゆう ○理由

げんじょう しょう しゃしえん せいど ふくざつ ふくすう ほうりつ しえん
現状の障がい者支援は、制度が複雑であったり、複数の法律による支援であつ
たり、支援する担当が官民共に専門分化していたり、ライフサイクルによって制度が
しえん たんとう かんみんとも せんもんぶんか らいふさいくる せいど
違うなど本人に継続統合することが困難な実情にあります。継続相談支援も
ちが ほんにん けいぞくとうごう こんなん じつじょう けいぞくそうだんしえん
重要な要素と思います。相談支援には直接具体的生活支援サービスが含まれてい
じゅうよう ようそ おも そうだんしえん ちよくせつぐたいてきせいかつしえん さーびす ふく
ます。書類作成や、移動や、ちょっとした生活で必要な手伝いは現場では必要です。
しよるいさくせい いどう せいかつ ひつよう てつだ げんば ひつよう
それらとは別にパーソナルアシスタントは必要です。両者のかかわりから、公平性を
べつ ぱーそなる あしすたん と ひつよう りょうしゃ こうへいせい
担保するやり方を検討してはどうでしょうか。

かわさき よう いいん 【川崎（洋）委員】

○結論

ちいきしえん こべつせいかつしえん けあまねじめんと さーびすていきょう
地域支援は個別生活支援であるから、ケアマネジメントによるサービス提供が
ひつよう
必要である。そのためには「パーソナル・アシスタンス・サービス」が制度化され実施さ
のぞましい
れることが望ましい。

○理由

げんこう こじん にーず もとづいたさーびす かならず ていきょう
現行では個人のニーズに基づいたサービスが必ずしも提供されていない。

しみずいいん
【清水委員】

○結論

ひとりひとりの主体に響きあう相談支援 → パーソナル支援 → エンパワーメント支援 → 権利擁護支援と連なった連続性の中で、地域支援サービスを描いていくことができるか。

○理由

そもそも身体介護、家事援助、移動支援等に分類することに必然性を感じない。その人のことを思い、その人がその人らしく生きていこうとすることと呼応して、共に立ち上がっていく支援を展開していくことを実態化することは、難しいのか。

たけばたいいん
【竹端委員】

○結論

ひとりひとりの状態にあった支えや介助である「パーソナルアシスタント」もふくめて、論点D-1-2でのべた5つの支えん体けいが必よう。

○理由

ひとりひとりの状態にあった介助、というのは、権り条やくをまもる上で欠かすことができない部ぶんであるから。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

○結論

地域支援環境を整えるうえでは、生活実態に即し、自己選択と自己決定、ケアマネジメントをキーワードとする本人主体のサービス提供体制を構築する必要がある。「パーソナル・アシスタント・サービス」を含む支援サービスの提案に賛同するが、ノーマライゼーションの視点を貫く上でも、必要な時間とかかるコストの課題について、具体的に検討が必要である。

○理由

「パーソナル・アシスタント・サービス」の効果的な活用についての議論が十分につくされていないため、コストを無視すればすべての人に必要なものであるという結論となり、結果としては制度としては機能しなくなる事を懸念する。

なかにしいん
【中西委員】

けつろん
○結論

げんざいきんし つうねんちようき わた つういん つうがく かいじよさーびす りようきんし
現在禁止されている通年長期に渡る通院、通学での介助サービスの利用禁止や
しよくばかいじよ こようそくしん ふあんてい せいど なか いちぶ たいしよ じきゆう
職場介助が雇用促進という不安定な制度の中で一部の対象についてのみ支給さ
れており、ほんにんしきゆう きぎよう しえん かたち てん せいど
本人支給ではなく企業への支援という形になっている点も制度を
ふあんてい しよくば かいじよせいど かいじよせいど えんちようじよう お
不安定にしている。職場での介助制度はこれまでの介助制度の延長上に置かれ
るべきものであり、さーびす しよくば びよういん かてい がっこう こそだ
サービスは職場、病院、家庭、学校、子育てなどあらゆる場
しーむれす りよう
シームレスに利用できるようにすべきであり、どこの場所でもどのような じようきよう つつみ
状況で提
きよう
供されるかをいちいちサービス提供主体もフォローできるわけではないので。

りゆう
○理由

かいじよしゃ ばしよ ばしよ か かいじよないよう か
介助者をその場所、場所では変えられるわけではなく、介助内容が変わったからとい
って、か せいしつ しよくば かいじよ きぎよう ぎむ
変えるべき性質のものではない。職場での介助を企業に義務づけると
しょうがいしゃこよう がっこう かいじよ ぎむ きようし がくゆう ふたん
障害者雇用はすすまない。学校での介助を義務づけると教師や学友に負担がかか
る。たいとう かんけい ゆうじん むす こべつ かいじよ いほんにん じんけん ほしよ
対等な関係を友人と結ぶためには個別の介助を入れて本人の人権を保障す
ることがひつよう
必要であるから。

なかはらいん
【中原委員】

けつろん
○結論

しーむれす さーびす してん かんが ふくしきーびすじぎようしよ ふ
シームレスなサービスという視点から考えると、福祉サービス事業所を増やして
せんたく ふじゆうぶん かんが
選択できるようにするだけでは不十分と考える。
ふくしきーびすじぎようしよ とうじしゃ つな やくわり は こーでいねーと
福祉サービス事業所と当事者とを繋ぐ役割を果たす、コーディネーターあるいは
けあまねじめんと じんざい そんざい じゅうよう やくわり は じんざい ようせい
ケアマネジメントする人材の存在が重要な役割を果たす。よって、人材の養成
およ こうへいせい ちゅうりつせい たんぽ かだい
及びその公平性・中立性をいかに担保していくかが課題。

りゆう
○理由

けんぽう じよう じよう じよう ちいきしえん ぜんてい ひつよう
憲法13条、14条、25条による地域支援が前提として必要となる。

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

ちいきしえんさーびす ほんにん のぞ せんたく けつてい さーびす
地域支援サービスは、本人が望み、選択し決定できるサービスでなければならない。
ぱーそなる あしすたん と さーびす じんざい かくほ ふたん こーでいねーと
「パーソナル・アシスタント・サービス」については、人材の確保、負担、コーディネーター

たいせい しんちよう けんとう ひつよう
体制など慎重に検討する必要がある。

ちょうかくしょうがいしゃ ちいきせいかつ こみゆにけーしょん じょうほう にちじょうてき しえん か
聴覚障害者の地域生活には、コミュニケーションや情報の日常的な支援が欠か
せない。制度としての手話通訳や要約筆記支援だけでなく、地域資源としての手話ので
きる住民の拡大が大切である。地域に手話サークルと要約筆記サークルが活動して
おり、登録手話通訳者が一定数いる。これらの更なる量的な拡大と活動支援、
ちいき たんい こうかてき かつよう ねっとわーくか こーでいねーと
地域を単位としてこれらを効果的に活用するためのネットワーク化、コーディネー
きのう せいび ひつよう
機能の整備も必要である。

のほらいいん 【野原委員】

けつろん ○結論

じかんかんご かいご ひつよう かんじゃ ちいき う い きばん ざいたく いこう
(1) 24時間看護、介護が必要な患者が、地域の受け入れ基盤がないまま、在宅に移行
されている…特に重篤難病患者への在宅医の訪問診療・相談を含めた
たいせいこうちく ひつよう
体制構築が必要。
いりょうかたりょうようびょうしゅうせつ さくげん ちよく きんきゅう ぞうしゅう かくじゅう
医療型療養病床施設の削減を直ちにやめ、その緊急な増床・拡充をする
こと。

なんびょう まんせいしっかん こ ほうもんかんご あら せいどか りょう
(2) 難病・慢性疾患をもつ子どもへの訪問看護サービスを新たに制度化し、利用
する場所を居宅に限定せず、利用者の生活環境やライフステージにあわせ、
とくれい がっこう がいしゅつじ りょう かのう じゅうなん たいおう
特例として学校や外出時の利用も可能とするなど柔軟に対応できるようにす
ること。

りゆう ○理由

げんざい ほうもんかんご いりょうほけんせいど じっし しんりょう
(2) について、現在、訪問看護は医療保険制度のなかで実施されているが、診療
ほうしゅうじょう せいやく おお ちょうじかん ひんかい りょう むずか こ じりつ じりつ しえん
報酬上の制約が多く、長時間や頻回の利用は難しく、子どもの自立(自律)支援
てき ふくし あら せいど いりょういぞんど たか こ
に適していない。福祉サービスとして新たな制度をつくり、医療依存度の高い子ども
じりつしえん かくほ ひつよう
たちの自律支援の確保が必要である。

【橋本委員】

けつろん ○結論

ぱーそなるあしすたん と だいれくとぺいめんと じつげん ひつよう
パーソナルアシスタントをダイレクトペイメントによって実現する必要がある。

りゆう ○理由

とうじしゃ じ こけてい そんちよう じぎょうしゃ とお かいごほしょう あ
当事者の自己決定をより尊重するためには、事業者を通さない介護保障の在り

かた けんとう
方も検討すべきである。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

パーソナル・アシスタンス・サービスを福祉サービスに加える。
かくしゆせいど きかん たてわ こ
各種制度や機関の縦割りを超えて、シームレスに総合的なサービスを受けられるこ
とができるために、パーソナルサポートの仕組みと、ワンストップ型のサービス提供の
しく かんが
仕組みとが考えられるとよい。

りゆう
○理由

とく こうじのうきのうしょうがい ばあい ていけいてき しんたいかいご かじえんじょ いどうしえん
特に高次脳機能障害の場合は、定型的な身体介護や家事援助、移動支援ではな
く、日々変化する身体状況、あるいは環境な対人関係によって影響される行動
しょうがい にんちきのう かだい ばあい ひとり あ
障害や認知機能の課題がある場合があり、それには、一人ひとりのニーズに合わせて
じゅうなん たいおう ひつよう
柔軟な対応ができるパーソナル・アシスタンス・サービスが必要であるため。
また、すべての障害、高齢認知症患者などにも、それぞれのニーズに合わせた個別支援
そうごうてき おこな たいせい あんしん せいかつ じつげん
が総合的に行われる体制があれば安心した生活が実現できる。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○結論

ホームヘルパーは重要

りゆう
○理由

しゃかいてきにゆういんしゃ ちいき ばあい ふく
社会的入院者が地域でくらす場合などを含めて

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ ちいき じりつ く ふくしきーびす だんぞく
障害者が地域で自立して暮らすためにも福祉サービスは、断続のないものであるこ
とうぜん けんりじょうやく とつき ぱーそなる あしすたんと よ
とは当然であり、権利条約で特記されている「パーソナル・アシスタント」と呼ばれる
かいごしょく こじんは つ えんじょしゃ じかんしえんせいど そうせつ ひつよう さい
介護職、個人張り付け援助者による24時間支援制度の創設も必要である。その際、
かいごしょく こうてきほしょうせいど かくりつ とうぜんひつよう ちいきしえんさーびす
介護職への公的保障制度を確立することは、当然必要である。地域支援サービスは、
たほうもんかいご しゅーとすてい じゅうしょうじしやせつ ざいたくしやしえん けあほーむ
その他訪問介護、シュートステイ、重症児者施設での在宅者支援、ケアホームなど
いりょうてきけあ れんけい かんが
医療的ケアとの連携のもとに考えていくべきである。

りゆう
○理由

げんじょう もんだいてん かいけつ だれ しかん じ こふたん おな
現状での問題点を解決しつつ、どこでも誰でもどんな疾患でも自己負担なく、同
こうてきしえん う
じ公的支援が受けられるようにすべきである。

ふじいいん
【藤井委員】

けつろん
○結論

ちいきしえん ほんにん しゅたいてき ちいきせいかつ おく しえん
地域支援サービスは、本人が主体的に地域生活を送ることを支援するサービスで
なければならぬ。すなわち本人が支援の内容やあり方を決定し、選択し、受ける
ものでなければならぬ。

りゆう
○理由

ちいきしえん じょうやく きてい もと しょうがいしゃ ほか もの びょうどう
地域支援サービスは、条約の規定に基づき、障害者が、他の者と平等に、
きょじゅうち せんたく およ だれ せいかつ せんたく
居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択するためになされるべきであ
るため。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

せいど つぎめ しえん ばしょてきくうかん きょたく がっこう
制度の継ぎ目のない支援ということでは、場所的空間としては居宅でも学校でも
きぎょう びょういん こうつう かいぎ れんぞくてき つか せいど じょう
企業でも病院でも交通でも会議でも連続的に使える制度、ライフステージ上は
にゅうようじ がくれいき せいねんき せいじんき こうれいき つか せいど
乳幼児、学齢期、青年期、成人期、高齢期のいずれでも使える制度にすること。
おそらくパーソナル・アシスタンス制度の肝は、障害者個人の自律の確保でしょう。
じぶん せいかつ いきかた じぶん き たいせつ ていき おも
自分の生活、生き方は自分で決めるということを大切にするための提起だろうと思

ます。

りゆう
○理由

にんげん とら しえん じゅうよう
人間をトータルに捉えた支援が重要。
こよう しょうがいしゃ ちよくせつ ひょう しはら
パーソナルアシスタントを雇用する障害者に直接(ダイレクト)費用を支払う(ペ
イメント)イギリスやカナダの一部などの実践が念頭にある提起と思われる。日本でも
しょうがいしゃ きじゅんがいとうじぎょうしょ た あ じせん かくほ にほん
障害者が基準 該当事業所を立ち上げて自薦ヘルパーを確保するなど、現在でも
ぶぶんてき じっせん めん じゅうどうほうかつしえん ちか そくめん
部分的に実践されている面はある。重度包括支援もやや近い側面があるか。
わたし くわ おかべこうすけいん はしもとみさおいいんなど いけん さんしょう
私も詳しいことはわかりません。岡部耕典委員、橋本操委員等の意見が参照
されるべきでしょう。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

ほかもの びょうどう きほん すえたちいきせいかつしえん じつげん 1にん1にん にーず
他の者との平等を基本に据えた地域生活支援を実現する。1人1人のニーズに
あわせたいえん おこなう
合わせた支援を行う。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

わくに ぱーそなる あしすたんす ないよう しゅびはんい めいかく うえ
我が国におけるパーソナル・アシスタンスの内容・守備範囲を明確にした上で、
ぱーそなる あしすたんす げんこう きょたくかいご じゅうどほうもんかいご そうだんしえん しえんけいかく
パーソナル・アシスタンスと現行の居宅介護、重度訪問介護、相談支援(支援計画、
ケアマネジメントの在り方)等との関係性を整理し、どのように制度的に
いちづ いち てきせつ ぎろん
位置付けられるのか、また、位置づけることが適切であるのか議論すべきである。

りゆう
○理由

きそんせいど せいごう はか わくに ぱーそなる あしすたんす せいどか
既存制度との整合を図りつつ、我が国におけるパーソナル・アシスタンスの制度化を
はか かんが
図るべきと考えるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

な
シームレスなサービスとは何か、「パーソナル・アシスタンス・サービス」はどのよう
なものであるか、しゅうち うえ ろんぎ ひつよう
周知した上で論議する必要がある。

りゆう
○理由

ふくすう いわかん とうごう りよう
シームレスなサービスを複数のサービスを違和感なく統合して利用できることと
かいしやく げんざい かいごきゆうふ たと せいかつかいご たんきにゆう
解釈するならば、現在、介護給付(例えばホームヘルプ、生活介護、短期入
しよ ちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん につちゆういちじしえん とう
所など)と地域生活支援事業(移動支援—ガイドヘルプ、日中一時支援)等を
く あ りよう じれい み じぎょう く あ へいきゆう
組み合わせて利用している事例が見られる。しかし事業の組み合わせでは併給でな
いかと制限される場合がある。

ひつよう ようご ないよう きょうつうりかい
「パーソナル・アシスタンス・サービス」も必要だが、用語と内容を共通理解し
うえ ろんぎ ひつよう
た上で論議する必要がある。

もりいん
【森委員】

○結論

これまでの、^{きょういく いりょう ふくし}教育、医療、福祉などのサービスが、それぞれの^{ほうせいど}法制度による^{せいげん}制限、
いわゆる^{たてわ}縦割りの制度のために、^{しゃかいせいかつ もくひょう}社会生活の目標を実現するための^{しよかつどう}諸活動を
^{えんかつ かつよう}円滑に活用できないだけでなく、また、^{しょうがいしゃ しゅたいせい}障害者の主体性も^{はつき}発揮できない^{じょうきょう}状況
があった。^{しょうがいしゃ じりつしえん}障害者の自立支援、^{しゅたいてき}主体的な^{せいかつもくひょう}生活目標への^{とく}取り組みを実現し、その
^{かてい なか}過程の中から^{かだいかいけつ}課題解決^{こうじょう}能力の^{えんばわめんと}向上、すなわち^{こうじょう}エンパワメントの^{えんばわめんと}向上をはかるた
めには、「^{ぱーそなる あしすたんす}パーソナル・アシスタンス・サービス」の^{どうにゆう}導入が^{もと}求められる。

○理由

^{ちいきしえん}地域支援サービスは、^{しょうがいしゃけんりじょうやく}障害者権利条約の規定に基づき、^{しょうがいしゃ}障害者が^た他の者と
^{びやうどう}平等に、^{きょじゅうち}居住地を^{せんたく}選択し、^{およ}及びどこで^{だれ}誰と^{せいかつ}生活するかを^{せんたく}選択するためになされ
るべきである。

やまもといん
【山本委員】

○結論

^{きめ}切れ目のない^{ぱーそなるあしすたん}パーソナルアシスタント^{せいど}制度が^{ひつよう}必要
^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者にとって^{ひつよう}必要な^{じかん}24時間^{にち}365日の^{たいき}待機(オンコールで^{おんこーる}駆けつけてくれるあ
^かるいは^こ駆け込める^{ばしょ}場所)、また^{ねん}年を^{つう}通じて^{ひつようど}必要度が^{へんか}変化する^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者にとっては
^{つか}使いやすい^{せいど}制度として、^{そうじかん}総時間を^{ねんたんい}年単位で^{しきゅうけつてい}支給決定し、その^{なかみ}中身は何に^な使おうが
^{じゆう}自由という^{しく}仕組みが^{ひつよう}必要である

○理由

^{しょうがい}障害があっても^{ほか}他のものと^{びやうどう}平等に^{せいぞんけん}生存権および^{こうふくつききゅうけん}幸福追求権などの^{きほんてき}基本的
^{じんけん}人権が^{ほしょう}保障されるために^{ひつよう}必要
とりわけ^{あら}新たな^{しゃかいてきにゆういん}社会的入院を^{つく}作らないため、そして^{ちいきいこう}地域移行のために^{じょうき}上記の
^{たいせい}体制が^{ひつす}必須

ろんてんでいー
論点 D -2-2) げんざい ほーむへるぶ がいどへるぶ しく なん へんこう
現在のホームヘルプ、ガイドヘルプの仕組みについては、何らかの変更
ひつよう がいどへるぶ かん こべつきゅうふか ひつよう
が必要か？また、ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要か？

あさひないいん
【朝比奈委員】

○結論

がいどへるぶ こべつきゅうふか ひつよう こうどうえんご ふくんでたんかせってい だんかいていど
ガイドヘルプの個別給付化は必要。行動援護も含んで単価設定を2段階程度とし、
ほーむへるぶ がいどへるぶ べつべつ しきゅうけってい けい じかんすう
ホームヘルプ・ガイドヘルプを別々に支給決定するのではなく、合計した時間数と
しきゅうけってい じょうきょう おうじてつかいわけたほう こうりつてき
して支給決定し、状況に応じて使い分けた方が効率的。

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

ほうしゅうたんか さいけんとう ひつよう しえんたいしょうしゃ じょうきょう そくして ちょうじかん
報酬単価の再検討は必要。また支援対象者の状況に即して、長時間
へるぶ かのう こえがけ めくぼり はいりょ きちょう たんしゅくぱたーん
ヘルプも可能とするとともに、「声掛け／目配り／配慮」を基調とした短縮パターン
ぶちへるぶ せいどか きかくか ひつよう たとえば こべつ すうにん
(プチヘルプ)などの制度化、規格化も必要である。また例えば、個別だけでなく、数人
どうじたいおう がいどへるぶ ふくめかんがえられる
への同時対応もガイドヘルプも含め考えられるのではないか。

○理由

さーびす きょうきゅうたいせい ととのえるうえ ほうしゅうたんかみなおし じゅうよう たんじかん
サービスの供給体制を整える上で報酬単価見直しは重要。また短時間の
へるぶ かかわり ちかつせんたーあうとりーち せいかつさぽーとじぎょう
ヘルプや関わり(たとえば地活センターアウトリーチや生活サポート事業により)で
せいかつ あんてい かくほ れい おおい しょうがいとくせい こじんこじん しえん ないよう
生活の安定を確保している例は多い。障害特性や、個人個人によって、支援の内容
ことなる じゅうなん たいおう よい
が異なる。それに柔軟に対応できると良い。

いしばしいいん
【石橋委員】

○結論

しく 仕組み

こうきん しょう こうへい しく ひつよう りようしゃ じぎょうしょ しえんしゃ
公金の使用であるから公平な仕組みが必要。利用者⇔事業所⇔支援者

また、ホームヘルプ、ガイドヘルプの内容を精査する必要も感じる。

こべつきゅうふか ひつよう 個別給付化は必要か？

しかくしょうがいしゃ しんたいしょうがいじしゃ いどうしえん こべつきゅうふ
視覚障害者と身体障害児者の移動支援は個別給付にする。

ただし、団体活動への適用は、移動支援を必要としない団体活動との関係で
べつとぎろん ひつよう かんが
別途議論が必要と考える。

りゆう
○理由

既存の身体障害者福祉法、支援費制度及び介護保険のシステムからの移行で手続きが市町村、事業所によって異なり、また利用者が自立支援法のシステムを理解されていないため、ヘルパーが困惑している。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

個別給付化は必要である。障害種別によって支援の仕方が違っており、それぞれの支援について専門性を要する。そのため、ホームヘルプ、ガイドヘルプなど家事支援をするヘルパーあるいは同行するヘルパーとともに定期的な研修による専門化が必要である。研修を通して専門化していくことで重度の障害のある人への支援も可能となると考える。また当然のことながらホームヘルプやガイドヘルプを職業として成り立たせるための位置づけと財源が必要である。

りゆう
○理由

現行制度では、介護等給付としての「行動援護」、地域生活支援事業としての「ホームヘルプ・ガイドヘルプ」となっているが、発達障害児者が地域生活を営むためには、もっときめ細やかな多段階の「生活支援・移動支援体制」が必要である。例えば、ガイドヘルプでも地域生活支援事業の枠組みで実施するものにも2段階設けたり、「行動援護」までではないが、介護等給付の中で実施するものなどを用意したりするなどして、その時々の子どもの状態像や移動場面や生活場面に応じた支援メニューを選択できるとよいと考える。何故なら、同じ一人の発達障害児者でも、地域の行き慣れた場所であれば「声かけ・見守り」の支援で十分であるかもしれない一方、初めての場所では濃密な支援が必要な場合もあるからである。つまり、地域生活支援事業と個別給付の両方にまたがる形で、きめ細やかなホームヘルプ・ガイドヘルプの仕組みを設けていくことが望ましい。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

知的障害のある人たちにとっては、ホームヘルプ、ガイドヘルプにおいて、特に、日頃からの関係性と障害に対する専門性が重要と考える。また、ガイドヘルプについ

こべつきゅうふか ひつよう かんが
では個別給付化が必要と考える。

りゆう
○理由

ちてきしょうがい ひと
知的障害のある人たちにとっては、ホームヘルプ、ガイドヘルプは、ほんにん せいしんてき
な安定や思いなどに配慮し、その援助を円滑に進める必要がある。そのため、日頃
かんけいせい しょうがい たい せんもんせい じゅうよう かんが
からの関係性や障害に対する専門性が重要と考える。また、ガイドヘルプは地域
せいかつ すす じゅうよう
生活を進めていくうえでの重要なサービスであり、個別給付化により、全国的に
いってすいじゅん かくほ ひつよう かんが
一定水準を確保する必要があると考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

こべつきゅうふか ひつよう しょうがいしゃ がいしゅつ ひつよう こべつきゅうふか じゅうよう
個別給付化が必要。障害者にとって外出は必要であり、個別給付化は重要である。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

げんざい しんたいかいご か じえんじょ いどうかいご こうどうえんご
現在のホームヘルプ・ガイドヘルプは、身体介護・家事援助・移動介護・行動援助
きのうべつ じゅんかいがた ほうもんかいご じゅうどほうもんかいごとう ちょうじかんみまも かた
などの機能別・巡回型の訪問介護と重度訪問介護等による長時間見守り型の
こべつほうかつしえん ふた さいへん
個別包括支援（パーソナルアシスタンス）の二つのカテゴリーに再編されたほうがよ
い。

りゆう
○理由

りょうしゃ えんじょ かんが かた じぎょうしょ けんしゅう あ かた こと
両者では援助の考え方、事業所やヘルパー研修の在り方などが異なるため、
どういつ お すご しょう
同一のカテゴリーに置くことでは齟齬が生じる。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

ほーむへるぶ がいどへるぶ くべつ なく じゅうどほうもんかいご いっぽんか
ホームヘルプ、ガイドヘルプという区別を無くして、重度訪問介護のような一本化さ
せいど ちてきしょうがいしゃ つかえる
れた制度を知的障害者も使えるようにする。

りゆう
○理由

りょうしゃ ほーむへるぶ がいどへるぶ いっぽんか せいど つかいやすい
利用者にとってはホームヘルプとガイドヘルプが一本化されている制度が使いやすいか
ら。

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

へんこう かいかく ひつよう こっこふたんきんせいど いちづ
変更というより改革が必要であり、国庫負担金制度に位置付けるべきである。

りゆう
○理由

ろんてん ろんてん おな りゆう
論点D-1-5)と論点D-2-1)と同じ理由である。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

ほーむへるぱ ぱーそなるあしすたんときのうち ついか けんとう ひつよう
ホームヘルパーのパーソナルアシスタント機能の追加の検討が必要です。
ぱーそなるあしすたんときのうち がいどへるぶ ふくむこと おも げんじょう
パーソナルアシスタント機能にはガイドヘルプも含婿とでもよろしいと思います。現状
がいどへるぶ こべつきゆうふか ひつよう
でもガイドヘルプの個別給付化は必要です。

りゆう
○理由

あんてい せいかつ ぱーそなるあしすたんとしえん めざ
安定した生活のためには、パーソナルアシスタント支援を目指すべきです。
しーむれす しえん じつげん うえ ひつよう
シームレスな支援を実現する上でも必要です。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

○結論

しゃ たいしてほーむへるぶ せっきよくてき ひと ようせい
精神障がい者に対してホームヘルプを積極的にする人を養成すべきである。

○理由

げんざい しゃ ほーむへるぶさーびす けいえん げんしょう しょうがい
現在精神障がい者へのホームヘルプサービスが敬遠される現象がある。障がい
わからない たずさわれない じぎょうしょ きく ぎょうせい せきにん ようせいこうざ
分からないので携われないという事業所もあると聞く。行政の責任で養成講座が
せっきよくてき ひらかれるひつよう いりょう れんけい ひつようせい おおきい
積極的に開かれる必要がある。また医療との連携の必要性も大きい。

きみづかいいん
【君塚委員】

けつろん
○結論

しょうがいじ こそだ しえん さぼーと じゅうじつ ほ
障害児の子育て支援のサポートを充実して欲しい。

りゆう
○理由

みしゅうがくじ へるぱ りゆう きび かんが しょうがい じゅうよう せいかつふあん
とくに、未就学児へのヘルパー利用が厳しいように考える。障害の受容、生活不安
なかか けいけん すく わか かに しえん じゅうじつ ほ
などを抱えた経験の少ない若い家庭への支援を充実して欲しい。

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○結論

ホームヘルプ、ガイドヘルプは、^{とも}共に^{しょうがいしゃ}障害者の^{きほんてき}基本的な^{せいかつ}生活を^{ほしょう}保障するための^{せいど}制度であるから、^{しえん}支援の^{たいしょう}対象を^{きょたくない}居宅内、^{がいしゅつとき}外出時に^{くべつ}区別せず、^{せいかつぜんぱん}生活全般を一元的^{いちげんてき}に^{しえん}支援するための^{こべつきゅうふじぎょう}個別給付事業として^{いったいか}一体化するとともに、^{じぎょう}事業の^{じっせきがく}実績額は^{こっこふたんきじゅんがく}全て^{こっこふたんきじゅんがく}国庫負担基準額とすべきである。

りゆう
○理由

ガイドヘルプは、^{りようじょうきょう}サービス利用^{ちいきかくさ}状況の^{けんちよ}地域格差が^{ちいきかくさ}顕著なため、^{ぜせい}地域格差を^{かんてん}是正する^{こべつきゅうふか}観点から^{いったいか}個別給付化するとともに、^{ていきょう}ホームヘルプと^{ていきょう}一体化して^{じぎょうしょ}サービス提供^{じゅうじつ}事業所の^{こべつきゅうふ}充実、^{てきせい}個別給付の^{はか}適正化を図る^{かんが}べきと^{かんが}考える。

こんどういん
【近藤委員】

けつろん
○結論

^{ほうしゅうたんか}報酬単価の^{ひく}低さにより^{じんざいかくほ}人材確保が^{こんなん}困難な^{じょうきょう}状況や、^{がいどへるぶ}ガイドヘルプによる^{つういんじ}通院時^{しえん}支援の際の^{さい}報酬^{ほうしゅうさんてい}算定^{たいきじ}されない^と待機時の^{あつか}取り扱い等^{とう}といった^{りようじょう}利用上の^{むじゆん}さまざまな^{かいぜん}矛盾の^{さいいじょう}改善、^{もの}また、^{かいごほけんいこうご}65歳以上の^{りようしゃふたん}者について^{ふせいごう}介護保険移行後の^{ちようせいたいおうかだいとう}利用者負担の^{かいけつ}不整合に^{ひつよう}かかる^{おう}調整対応課題等を^{りよう}解決し、^{かのう}必要に応じた^{せいど}利用を^{せいど}可能とする^{せいど}制度にするべきである。

^{こべつきゅうふか}個別給付化は^{ひつよう}必要である。

りゆう
○理由

^{せいかつ}生活や^{しゃかいさんか}社会参加にとって、^{ほーむへるぶ}ホームヘルプ、^{がいどへるぶ}ガイドヘルプは^{きわ}極めて^{じゅうよう}重要である。
^{げんこう}現行では、^{しちようそん}市町村の^{ざいげん}財源に^{しきゅうりょう}支給量が^{さゆう}左右されているため、^{こべつきゅうふ}個別給付とし、^{ひつよう}必要な^{りょう}量を^{かくほ}確保すべきである。

さいとういん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

ガイドヘルプの^{こべつきゅうふか}個別給付化が^{ひつよう}必要なのは^{とうぜん}当然である。

りゆう
○理由

ガイドヘルプは^{しえん}ホームヘルプと^{ちいきせいかつしえんじぎょう}切り離し、^{いちづ}移動支援として^{いちづ}地域生活支援事業に^{いちづ}位置付

けたのも介護保険制度には移動支援がないことや介護保険との一体化を考えて行ったことであり、一から見直すべきである。

【竹端委員】

○結論

ホームヘルプやガイドヘルプはげんそくパーソナルアシスタントとした上で、それを求める人のニーズに応じた支援がなされる仕組み（個別給付化）は必よう。

○理由

それが無いと権り条やくがいう「ほかのひとと同じようなくらし（他の者との平等）」がまもれないから。

【田中（伸）委員】

○結論

障害者のニーズに応じた支援を柔軟に行い得るものとして構築すべきである。ガイドヘルプについては、地方において要望の強い車両移送による移動支援や、2日にわたる移動支援などに対して柔軟に対応すべきである。そして、ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要不可欠である。

○理由

ホームヘルプは障害者の日常生活を支える支援として、「地域で生活する権利」を實質化するものとして重要である。また、ガイドヘルプは、憲法22条で定められている居住・移転の自由を障害者が行使するために必要不可欠な支援である。居住・移転の自由は精神的自由の側面をも有する重要な基本的人権であるから、これを保障するための支援にかかる費用は個別給付化すべきである。

【田中（正）委員】

○結論

障害児のホームヘルプの支給は育児支援も視野にいれ検討をすることが必要である。また発達障害などの障害特性を見立てて、特性に応じた個別支援計画を立案する支援者の能力の向上が求められている。ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要と考えるが、対象に関しては、かかる時間とコストの問題だけではなく

く、利用目的と時間などについても検討が必要である。

○理由

障害児については、障害児の場合、育児と介護を分けることは困難であり、地域の保育サービスや子育て支援サービスが利用できない場合は、ホームヘルプサービスを利用できるよう調整や検討をしていくべきであると考え。障害ゆえに移動や食事の介助、排泄や入浴に支援を要することは障害児であっても同様であるが、年齢で区切りにくい状況があり、個別の把握を前提に必要な支援であることを念頭に置き、支給を検討すべきである。

また現行制度の介護等給付として「居宅介護」「行動援護」、「重度訪問介護」、地域生活支援事業として「移動支援」となっているが、訓練等給付に受け皿が無いことも含めて現状の利用が全国一律とはいえない状況があり、仕組みについての検討が成り立たない。財源を無視すれば必要な人に必要なサービスが届けられることは望ましいが、財源上の制約において必要さの基準を見極めねばならない時、個別な事情で基準を設けるのは難しい。

【中西委員】

○結論

ホームヘルプについては根本的に医療的ニーズと生活ニーズを同等のものとして、本人のニーズに基づく支給決定するようにパラダイムシフトする必要がある。ガイドヘルプについては早急に個別給付に戻すべきである。

○理由

ホームヘルプサービスのしくみは支給決定のプロセスと判定方法にめでいかるもでるべきかんがはいつかかっていのちきけんば介助サービスが出ないというシステムになっており、社会参加や見守りのニーズを訴えてもサービス支給は増えないしくみになっている。ガイドヘルプについては移動介護として個別介助としていたものが財政的事情で地域生活支援事業に落とし込まれた事情があり、ガイドヘルプの必要性は身体障害者の重度訪問介護で移動介護が認められている中では不当な扱いといわざるを得ない。早急に個別給付に戻すべきである。

なかはらいん
【中原委員】

けつろん
○結論

ちいきせいかつしえんじぎょう たいしょう いてうしえん がいどへるぶ こべつきゅうふ
地域生活支援事業の対象となっている移動支援（ガイドヘルプ）は個別給付の
たいしょう
対象とするとともに、りょう しく あらた
利用しやすい仕組みに改めるべきである。

りゆう
○理由

しょうがいしゃじりつしえんほう しこう いてうしえん ちいきせいかつしえんじぎょう たいしょうじぎょう
障害者自立支援法の施行により移動支援は地域生活支援事業の対象事業と
なつたが、とうごうほじょきん ざいせい きび しちょうそん りょうせいげん きゅうふ
統合補助金であることから財政の厳しい市町村では利用制限や給付
よくせい もんだい こべつきゅうふ じぎょう きよたくかいご じぎょうかん
抑制するなどの問題がある。また、個別給付の事業である居宅介護との事業間の
かくさ しょう
格差も生じている。

いてうしえん しょうがい ひと しゃかいさんか もつともじゅうよう しえん たと
移動支援は障害のある人たちの社会参加に最も重要な支援であるが、例えば
げんざい つういんとうかいじょ ていきてき つういん しきゅう みと りょう
現在の通院等介助は定期的な通院にしか支給が認められていないなど利用に
かん せいやく おお さいていげん しゃかいせいかつ いとな でき じゅうぶん
関する制約も大きく、最低限の社会生活を営むことが出来るだけの十分な
しきゅうりょう かくほ むずか じょうきょう かそちいき こうきょうこうつうもう はつたつ
支給量の確保が難しい状況にある。また、過疎地域など公共交通網の発達
してない地域での移動については車両によるものが主であるが、うんてんしゃ めい
対応した場合の移動については報酬が算定されないなど多くの問題がある。

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

けあほ む にゅうきよしゃ りょう がいどへるぶ ようけん かんわ ひつよう
ケアホームの入居者が利用できるよう、ガイドヘルプの要件の緩和が必要である。
しよくほうこうい にゅうきよしゃ がいしゅつしえん つういんとき どうこうとう りょう たいしょう
触法行為のある入居者の外出支援、通院時の同行等も利用の対象とすること。
こうどうえんご りょうようけん かんわ たいしょうしゃ かくだい けあほ むにゅうきよしゃ じゅうど
行動援護の利用要件の緩和、対象者を拡大すること。ケアホーム入居者の重度・
こうれいか いりょうてきしえん ひつようせい すす こべつ たいおう ほ むへるぶ りょう
高齢化、医療的支援の必要性が進むなかで、個別に対応できるホームヘルプの利用
ようけん かんわ へるば りょう ばあい うんえいひ だいりじゅりょう ほうしゅう
要件の緩和をおこなうこと。ヘルパー利用した場合も運営費（代理受領している報酬）
ほうしゅう げんがく おこ じどうしゃうんてん かいご みと
としての報酬の減額を行なわないこと。自動車運転での介護を認めるべきである。
りょうしゃ のぞ こみゆにけーしょんしゅだん ていきょう たいせい ひつよう
また、利用者が望むコミュニケーション手段が提供できる体制が必要。

のはらいん
【野原委員】

けつろん
○結論

しんたいしょうがいしゃきよたくせいかつしえんじぎょう しゃかいさんかしえん たいしょう
(1) かつての身体障害者居宅生活支援事業のような社会参加支援の対象に、
じゅうとくなんびょうかんじゃ こた めいき いりょうかんけい
重篤難病患者のニーズに応えることを明記すべきである。医療関係ケアが

ふかけつ しゃかいさんかしてん げんじょう ふかのう
不可欠の社会参加支援は、現状では不可能。

じゅうとくなんびょうかんじゃ がいしゅつしてん ようぼう せつじつ いりょうかんけいしゃ
重篤難病患者の外出支援への要望は切実である。しかし、医療関係者の
してん こんなん がいしゅつ げんじつ えぬぴーおー ささ
支援なくては困難な外出は、現実にはボランティアやN P Oによって支えら
れ、制度的保障がない。

げんこうせいど きょたくかいご ばっぼんてき みなお なんびょう まんせいしっかん
現行制度のホームヘルプ(居宅介護)を抜本的に見直して、難病や慢性疾患
をもつ人たちも利用しやすい制度とし、支援内容も移動介助などにも柔軟に
たいおう
対応できるようにすること。

(2) ガイドヘルプ(移動支援)は、通学や通所など子どもの社会生活にとって必要
な場への参加を保障するための制度として、ヘルパーの付き添いだけでなく、自動車
による移送サービスも含めた活用ができるよう見直すこと。

理由

まんせいしっかんかんじゃ にちじょうせいかつ じぶん ていど ひと おお
慢性疾患患者は、日常生活を自分のペースでならある程度は「できる」人が多
く、それゆえに現在でも心臓疾患患者でホームヘルプを受けられる人は限られてい
ます。しかし、日常生活上で必要な家事でも身体に負担になり病状を悪化させる
こともしばしばあり、そのことも理解した家事や日常生活の支援が必要です。また、
ある なが きより さかみち とほ いどう こんなん ふたん
歩けるけれど、長い距離や坂道などの徒歩での移動は困難であり、また負担になりセ
ーブすることが必要です。通院、通学、通勤などの時に、車による移動などの支援
が必要。現行のガイドヘルプの個別給付は当然ですが、ホームヘルプと合わせての
ばっぼんてき みなお ひつよう
抜本的な見直しが必要。

【東川委員】

結論

ぎょうむないよう りんきおうへん たいおう ひつよう してん たようか
ホームヘルプの業務内容を臨機応変な対応も必要な支援とし、多様化すべきであ
る。

こべつきゅうふか ひつよう
ガイドヘルプは個別給付化が必要である。

理由

せいかつこうい してん えんじょしゃ ほそき せいかつ なが そ いちれん
生活行為を支援する援助者は、細切れではなく、生活の流れに沿った一連の
えんじょ ひつよう いみ すべ こべつきゅうふ
援助をする必要がある。その意味では、全てを個別給付とすべきである。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

ホームヘルプなど必要な時間数が確保され、かつ公平にサービスが提供されるようガイドラインの開発が望まれる。継続的支援の必要性から、もっと使いやすい制度に改善すべきであり、福祉労働者としての労働条件の抜本的改善も焦眉の課題である。ガイドヘルプの個別給付化も必要と考える。

りゆう
○理由

家族介護の深刻な現状と限界状況、単身者の社会参加の促進などから見て、一層の制度拡充が望まれる。福祉現場では、人手不足が慢性化し、離職者が多く、身分保障の抜本的改善が切望される。

ふじいいん
【藤井委員】

けつろん
○結論

ガイドヘルプに関する個別給付化は必要である。

りゆう
○理由

ガイドヘルプは地域生活における欠かせないサービスであり、種別を問わず等しく利用できる必要があるため。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

制度はもっと単純で使いやすく。無駄な規制は止める。入院中でも居宅介護等を利用できるようにする。

移動支援の個別給付は不可欠。

りゆう
○理由

ホームヘルプの単価計算や仕組みがこれほど複雑な国はほかにないであろう。利用者にも事業者にも複雑過ぎて、無駄な事務が多過ぎて、経済効率も悪い。障害者は入院する事態は日常であり、介護が認められないことは人権規制にほかならない。

移動支援は障害者が社会参加するための前提条件として、憲法13条個人の尊厳保障、22条居住移転の自由の保障の意味を持つ基幹的な基本的人権であ

こべつきゆうふほしょう ふかけつ
り、個別給付保障は不可欠。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

へんこう ひつよう しょうがい ひと じつたい あわせた ほーむへるぶ がいどへるぶ
変更は必要。障害のある人の実態に合わせた、ホームヘルプやガイドヘルプの
しくみ ひつよう
仕組みが必要。

たとえば いりょうきかん がいどへるぶ おこなう いりょうきかんない しえん おこなえない
例えば、医療機関までのガイドヘルプは行うが、医療機関内の支援は行えないとい
しょうがい ひと ふりえき しくみ あらためて にゅういんちゆう しえん ひつよう
った障害のある人の不利益になる仕組みは改めていく。入院中にも支援が必要
ばあい じつたい そくしたしくみ ひようふたん くに せきにん おこなう しんたい
な場合も多く、実態に即した仕組みとしていく。費用負担は国の責任で行う。身体
かいご かじしえん たんか さ じゅうじ ひと せいかつ ほうしゅうたいけい
介護・家事支援の単価の差をなくし、従事する人が生活できる報酬体系とする。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

がいどへるぶ こべつきゆうふか じつたい ふ そうき けんとう
・ガイドヘルプの個別給付化については、実態を踏まえ早期に検討されるべきである。

ほーむへるぶ ぱーそなる あしすたんす かんけいせい せいり おこない しくみ けんとう
・ホームヘルプはパーソナル・アシスタンスとの関係性の整理を行い、仕組みを検討
ひつよう
する必要がある。

りゆう
○理由

しゃかいさんか そくしん かんてん かくじつ ほしょう しえん かんが
・社会参加の促進という観点から、確実に保障されるべき支援であると考える
ため。

さんしょう
・D-2-1 参照

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

こべつきゆうふか きんきゆう かだい
ガイドヘルプの個別給付化は緊急な課題である。

りゆう
○理由

しちようそんじぎょう こべつきゆうふか た しちようそん つか
ガイドヘルプは市町村事業なので、個別給付化しないと、他の市町村では使
ふべん しょう
えない不便さが生じているため

もりいん
【森委員】

○結論

しょうがいしゃじしん しゅたいてき しゃかいさんか しゃかい こうせいいん やくわり
障害者自身による主体的な社会参加と社会における構成員としての役割を
にな がいどへるぶ いたうしえん ひつす がいどへるぶ かん こべつ
担うためには、ガイドヘルプによる移動支援が必須であり、ガイドヘルプに関しては個別
きゆうふ
給付とすべきである。

○理由

ちいきしえん さーびす しょうがいしゃけんりじょうやく きてい もと しょうがいしゃ た もの
地域支援サービスは、障害者権利条約の規定に基づき、障害者が他の者と
びやうどう きよじゆうち せんたく およ だれ せいかつ せんたく
平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択するためになされ
るべきである。

やまもといん
【山本委員】

けつろん
○結論

き め ぱーそなるあしすたんとせいど ひつよう
切れ目のないパーソナルアシスタント制度が必要
せいしんしょうがいしゃ ひつよう じかん にち たいき おんこーる か
精神障害者にとって必要な24時間365日の待機(オンコールで駆けつけてくれるあ
るいは駆け込める場所)、また年を通じて必要度が変化する精神障害者にとっては使
いやすい制度として、総時間を年単位で支給決定し、その中身は何に使おうが自由と
いう仕組みが必要である
いどうかいご せいじかつどうしゅうきょうかつどう のぞ けんぼういはん
移動介護について、政治活動宗教活動は除くというのは憲法違反である

りゆう
○理由

しゅう なんにちなんようび か じえんじよ き く びょうじょうあつか ふせ
週に何日何曜日、という家事援助では、気ままに暮らすことで病状悪化を防ぐ
せいしんしょうがいしゃ ふてきせつ けいかくてき く せいしん
精神障害者にとっては不適切 そもそも計画的に暮らせるのであれば精神
しょうがいしゃ
障害者ではない

おくがい いどう がいどへるば せいしんしょうがいしゃ しゃかいさんか
また、屋外の移動のみというガイドヘルパーでは精神障害者は社会参加できない。
ひと あ はな こんなん みまも あんぜんほしょうかんかくほ しゅうかい
人と会うこと話すことに困難があるものは見守りと安全保障感確保のため集会や
かいぎちゅう かいご ひつす たてもの なか みち まよ かいぎちゅう
会議中に介護は必須であり、また建物の中で道に迷うこともあり、会議中や
しゅうかいちゅう かいご ひつよう
集会中も介護は必要である

てんぷしりょう わたし しゃかいさんか かいぎ しゅつせき ないかくふ
添付資料1のように私の社会参加であるこの会議への出席について内閣府は
かいじょ ひつようせい みと ねんかんこうせいしゅう こうせいろどうしゅう わたし
介助の必要性を認めていないが、この30年間厚生省および厚生労働省が私に
たい おこな かんが たてもの はい じたい いのち
対して行ってきたことを考えるとこの建物に入ること自体が命がけであり、また
せいしんほけんふくしほうじょう めいよきそん ぶじよく そちようけん はつげん いのち みまも
精神保健福祉法上、名誉毀損も侮辱も措置要件であり、発言は命がけであり、見守

りの介助は必須であるが、認められていない

往復は区の地域支援事業でカバーされているが、会議時間中の介助については
100%自己負担している

何党の選挙活動であれ、あるいは何宗派の布教活動であれ、健全者は政治活動宗教活動であるからといって、特別に通行税は払っていない、障害者へのみ、宗教活動政治活動に関して、移動介助を自己負担せよというのは憲法違反である

ろんてんでいー
論点 D -2-3) しょうがいとくせい ひつよう みまも あんしんかくほ そうだん
障害特性ゆえに必要な見守りや安心確保の相談といった
しんたいかいご かじえんじよ じんてきさぽーと いち
身体介護・家事援助ではない人的サポートの位置づけをどうするべきか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

○結論

じゅうよう ぐたいてき がいどへるぶ どうこうしえん くわえ げんこう ちいきかつどう
とても重要。具体的には、ガイドヘルプによる同行支援に加え、現行の地域活動
しえんせんたー ば せってい たちよってこまり そうだん
支援センターのような「場」を設定し、立ち寄って困りごとを相談したり、セルフヘル
プ活動をサポートしたりすることが有効。

あらいいん
【荒井委員】

○結論

げんざい さーびすないよう かいごほけんさーびす じゆんきよ かいごきゆうふ くんれんきゆうふ
現在のサービス内容が介護保険サービスに準拠する「介護給付」と「訓練給付」
たいけい しょうがいしゃ とくせい みまも そうだん
という体系となっているため、障害者の特性にあった「見守り」や「相談」などの
さーびするいけい と い ひつよう
サービス類型を取り入れていくことが必要

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

せいしん ほーむへるぶしえん ないよう みまもり めくばせ はいりよ じく たいきかた
精神のホームヘルプ支援の内容として、見守りや目配せ、配慮を軸とした「待機型」
いちづけ あらた ひつよう おもう しえん にないて ぴあさぽーたー はいち
の位置づけは新たに必要と思う。またその支援の担い手としてピアサポーターの配置
ゆうしょうぼらんていあ ころよ きよう じっし むけて
(有償ボランティアとしてではなくきちんとした雇用による起用)も実施に向けて
すすめる。それらを支える24時間体制の拠点の整備やコーディネート機能も必要であ
る。

○理由

じたい はっせい そくじたいおう へいそ たいき ひつよう おうじてかいにゆう
なにか事態が発生すれば即時対応し、平素は待機、必要に応じて介入するという
しえん かたち じこせんたく じこけってい きほん りすく まねーじめんとたいおう
支援の形は、自己選択／自己決定を基本とし、リスクへのマネジメント対応とい
ちいきせいかつしえん してん たいせつ しえん にないて ぴあかつどう
う、地域生活支援の視点として大切ではないか。支援の担い手としてのピア活動を
いちづける おおきなみ もつ
位置づけることも大きな意味を持つ。

いしばしいいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

じんてき いち きほん
人的サポートの位置づけは、ボランティアを基本とする。
げんざい げんざいじゅうよう やくわり は あんしんせいかつ
しかし、現在、ボランティアが現在重要な役割を果たしているが、安心生活に
じゅうぶん ばあい
はボランティアでは十分でない場合もある。
そうだんしえん ふく こじんしえん か しよくむ こうてき しや はい
相談支援も含め個人支援には欠かせない職務であり、公的サービスも視野に入れ、
ほうてきうらづ いっこう ひつよう
法的裏付けについて一考する必要がある。

りゆう
○理由

けんつねじ もの とも ちいき い きょうせい うえ ひつよう ほうほう ちいき
健全児・者と共に地域で生きる（共生）上で必要です。方法については、地域に
こと しゃかい こくみん りかい え きほん
よって異なるが社会（国民）の理解を得ることが基本。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

みまも あんしんかくほ そうだん しんたいかいご か じえんじょ じんてきさぽーと
見守りや安心確保の相談といった身体介護・家事援助ではない人的サポートは
たいへんじゅうよう いち ひつよう かんが こうれいしゃ ちいき
大変重要であり、位置づけをきちんとする必要があると考える。高齢者の地域
せいかつ ささ しく つく ちいきほうかつしえんせんた けあまね ほけんし
生活を支える仕組みとして作られている地域包括支援センター（ケアマネ、保健師、
しゃかいふくしし ちーむ ちゅうがくこうく ひと わりあい みまも あんしん
社会福祉士のチーム）のように、中学校区に一つくらいの割合で、見守りと安心
かくほ そうだんしえんせんた ひつよう ちてきしょうがい はったつしょうがい
確保のための相談支援センターが必要ではないか。また、知的障害、発達障害のあ
ひと こんたくとぱーそん せいど ひつよう
る人にはコンタクトパーソンの制度が必要ではないか。

りゆう
○理由

の こま ほーむへるぶ がいどへるぶ せいどせつけい なか
D-2-2 で述べたように、きめ細やかなホームヘルプ・ガイドヘルプの制度設計の中
ていきょう にーず たか ちいきしえん いち
も提供しニーズの高い地域支援として位置づけるべきである。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

ちいき く ちてきしょうがい ひと そうだんしえん じんてき か
地域で暮らす知的障害のある人たちにとって、相談支援という人的サポートは欠く
ことができないものと考え。その相談支援は、生活全般にわたるものであり、必要
かんが そうだんしえん せいかつぜんぱん ひつよう
にに応じて他のサービスや機関につなげたり、それらと連携するなど、その役割は重要
おう た きかん れんけい やくわり じゅうよう
と考える。特に求められるのは、訪問型の相談を含めた生活支援であり、いち早
かんが とく もと ほうもんがた そうだん ふく せいかつしえん はや
く本人のニーズを把握し、速やかな対応が可能となるが、これらの人的サポートの

しく ぜ ひ つく かんが
仕組みを是非とも作るべきと考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

みまも たいき ふく ちょうじかんたいざいがた ほうもんけい ぜんしょうがいしゅべつ せつてい
見守り・待機を含んだ長時間滞在型の訪問系サービスを全障害種別に設定し、
ここじん しょうがい かぞく じかん じょうきょう おう ひつようせい しちょうそん しきゅう
個々人の障害や家族のいない時間などの状況に応じて必要性があれば市町村が支給
けつてい たんか しょうがい さ てきとう
決定できるようにすべき。単価については、障害によって差をつけるのが適当。

りゆう
○理由

にちちゅうどつきよ じゅうどちてきしょうがいしゃ とく ちょうじかんたいざい みまも たいき ひつよう
1人ぐらしや日中独居の重度知的障害者などに特に長時間滞在の見守り待機が必要。
じゅうどほうもんかいごせいど かいごしゃ かくほ むずか じんこうこきゅうきりようしゃ たんか あ
重度訪問介護制度でも介護者の確保が難しい人工呼吸器利用者は単価を上げるなどの
たんか さ たんか さ ひつよう
単価の差があるので、単価の差をつけるのは必要。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

ちいき じりつせいかつ いとな ちてきしょうがいしゃ こべつ じんてき みまも
地域で自立生活を営む知的障害者にとっては、個別の人的サポートは見守りや
あんしんかくほ そうだん しんたいかいご かじえんじょ いったいか じゅうどほうもんかいごとう せいど
安心確保の相談を身体介護・家事援助と一体化され、重度訪問介護等の制度を
かつよう こべつほうかつしえん いち こうかてき
活用した個別包括支援(パーソナルアシスタンス)として位置づけられるのが効果的で
げんじつてき
あり現実的である。

りゆう
○理由

みまも あんしんかくほ とうじしゃ おかおそいと ずいじてきせつ おこな
見守りや安心確保が当事者にとって侵襲的ではなく随時適切に行われるために
じょうせいかつ と共 におよ かんけいせい いっていきかんいじょうけいぞく
は、常時生活を共にしていること、及びその関係性が一定期間以上継続してい
じょうせい たが りかい しんらいかんけい ひつよう
ることによって醸成される互いの理解と信頼関係が必要であるため。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○結論

ぱーそなる あしすたんす さーびす けんりようごしえん さーびす なか いち
・パーソナル・アシスタンス・サービス、権利擁護支援、といったサービスの中に位置づ
げんこう きょじゅうさ ぼーと いち けんとう
ける。現行の居住サポートにおいても、位置づけを検討する。

りゆう
○理由

こべつせい つよ さ ぼーと こべつせい たいおう さーびすしすてむ ひつよう
・個別性が強いサポートなので、個別性に対応できるサービスシステムにする必要が
ある。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

しんたいかいご かじえんじょ いどうしえん あわせて みまもり こみゆにけーしょんしえん そうだん
身体介護、家事援助、移動支援と合わせて、見守り、コミュニケーション支援、相談
など
等をまとめてできる介助制度（重度訪問介護のような）を知的障害者も使えるよ
うにすべき。

りゆう
○理由

ちてきしょうがいしゃ ひび みまもり こみゆにけーしょんしえん かいぎ しえん
知的障害者にとっては、日々の見守り、コミュニケーション支援、（会議の支援を
ふくむ そうだんなど おかね つかいかた ふくむ じゅうよう かいじょ いちぶ
含む）相談等（お金の使い方を含む）は、とても重要な介助の一部であるため。

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

みまも きゆうふたいけい いちづ そうだん そうだんしえんじぎょう かくじゅう はか
見守りも給付体系に位置付け、相談は相談支援事業の拡充を図る。

りゆう
○理由

みまも ひつよう しえん
見守りも必要な支援であるため。
また相談支援事業は、抜本的に拡充する必要がある。とくに介護保険の包括
支援センターを想定したような制度化ではなく、生活支援分野では、相談だけでなく、
相談内容にもとづくケースマネジメント（介護保険のケアマネではない）、巡回
訪問、公的ケースワーカーとの連携、行政計画への提案などを業務に位置付け
る。

さらに就労については、就業・生活支援センターを抜本的に拡充し、就労相談、
スキルトレーニング及び移行支援、職場訪問や連携などの定着支援などを業務と
して位置付ける。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

こべつたんとう そうだんしえんたいせい ひつよう ぱーそなるあしすたんときのうち も しえんしゃ
個別担当の相談支援体制が必要。パーソナルアシスタント機能を持つ支援者がい
ればその人が個別支援相談機能も併せ持つことで可能です。この場合には、相談支援
せんもんいん けあまねじめんとしえん ひつよう
専門員によるケアマネジメント支援が必要です。

りゆう
○理由

生活全体の支援が必要な人たちがいます。部分的に身体介護・家事援助、行動
援護、移動支援などなど、多様な支援が必要な場合に特性に対応できる個別支援があ
るといい。

世話機能だけでなく、生活者視点に立ち、依存関係を深めることなく、成長・発達
など個別支援の基本をわきまえての支援です。精神障害の支援をしてきた経験からす
れば、むしろ、この支援が中心だったと考えています。

かわさき たつ いいん
【河崎（建）委員】

けつろん
○結論

じゅうよう しえん いちづ
重要な支援として位置付けるべきである。

りゆう
○理由

みまも あんしんかくほ そうだん とう じんてきさぽーと じゅうじつ とく せいしん
「見守り」や「安心確保の相談」等の人的サポートを充実させることが、特に精神
しょうがいしゃ じゅうよう
障害者には重要である。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

○結論

せいしんしょうがいしゃ じんてきさぽーと かかせないしえん そうだんしゃ
精神障害者にとっては、人的サポートは欠かせない支援である。よき相談者に
であい ほんにん にーず そったさーびす ていきょう
出会い、本人のニーズに沿ったサービスが提供されることにより、障害者は
みまもられ あんしん ちいきせいかつ おくる
見守られ、安心して地域生活を送ることができる。

○理由

せいしんしょうがいしゃ じぶん かんがえ めいかく ひょうげん ひと おおく りょうじつ
精神障害者は自分の考えなどを明確に表現できない人が多く、良質な
じんてきさぽーと ふかけつ
人的サポートは不可欠。

きみづかいいん
【君塚委員】

けつろん
○結論

しんたいかいご かじえんじょ どうとう いち さーびす たいせい つく かんけいきかん
身体介護・家事援助と同等の位置づけでサービスできる体制を作る。関係機関の
れんけい みつ そうだん じょうほうこうかん すず しく
連携を密にして、相談でたらいまわしとならないような情報交換を進める仕組みを
つく
作る。

みまも さぽーと ほうてき せいび
見守りについてもサポートできるように法的に整備すべきである。

りゆう
○理由

身体介護：介護技術 家事援助：家事一般技術 見守り援助：指導助言
 技術 それぞれに求められる専門的技術がある
 行動抑制が自分でできないことも障害であり、そのために保護者は外出もできない。
 見守りサービスは、保護者の精神負担を軽減する意味でも必要性は高い。また、
 保護者支援の視点で言えば、障害児学童保育の整備や、通学送迎の支援などの充実
 も同様に必要と考える。

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○結論

「重度訪問介護」の報酬見直しを行う。

りゆう
○理由

重度障害者の24時間支援については、身体介護・家事援助以外に「見守り」
 目的の付き添いが不可欠であることから、重度訪問介護において身体介護・家事
 援助部分と見守り部分の報酬を差別化することで報酬単価、事業費支出の
 適正化を図るべきと考える。

こんどういいん
【近藤委員】

けつろん
○結論

制度として、位置づけるべきである。

りゆう
○理由

見守り支援等により、地域で安心した暮らしが確保できる。具体的なサービス内容
 については、今後、検証が必要である。

さいとういいん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

現行の身体介護・家事援助には含みきれない支援については改めて位置付けを行
 い、適切な支援を行うべきである。しかし、いたずらに支援の量を増やすことにはなら
 ずに様に配慮すべきである。

さのいいん
【佐野委員】

けつろん
○結論

ちゅうとしつちよう なんちようしゃ おお かぞく ちいき じょうほう じゅはっしん にちじょうてき
中途失聴・難聴者の多くが家族や地域での情報の受発信や日常的コミュニケーションに困難を抱えていることからサポートできる仕組みや介助・援助が必要である。

りゆう
○理由

ちゅうとしつちよう なんちようしゃ みづか ほうほう しゅうとく しゃかい
中途失聴・難聴者が自らのコミュニケーション方法を習得し、社会との
かんけいせい つく 関係性を作ることができるようになるまで、ピアサポート等の援助が必要である。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

ぱーそなるあしすたんと ささ なか
パーソナルアシスタントの支えの中にいれる。

りゆう
○理由

みまも じょう ふ としき そう しょうがい せいかつ
見守りや情ほうのていきょう、不あんな時の相だんなども、障害ゆえの生活のしづ
らさに対おうする大切な支えんであるから。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○結論

ぱーそなるあしすたんと たいおう どうよう かんが そうだんじぎょう さーびす
パーソナルアシスタントの対応と同様に考えるべきである。相談事業とサービス
ていきょう ちが やくわりぶんたん きょうつうりかい ひつよう しえんど
提供についての違いと役割分担についての共通理解が必要である。また支援度の
ちが どう こうりょ うえ こべつしえんけいかく さくせい とまな しきゅうけつてい
違い等を考慮した上での個別支援計画の作成と、それに伴う支給決定と
さーびす ていきょう かん しんこうかんり もと
サービス提供に関する進行管理が求められる。

りゆう
○理由

そうだんじぎょう く ひつよう しんじょうかんご しえんけいかくか さーびす
相談事業として暮らしに必要な身上観護までをまとめて支援計画化しサービス
ちょうせい ぶぶん じっさいしんじょうかんご なか しょう そうだん くわ むずか
を調整する部分と、実際身上観護の中で生じる相談についての区分けが難しいた
め、独立したサービスとしての区分けが難しいとされる。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

せいど なか みまも つ そ く こ
制度の中に見守り付き添いを組み込むべきである。

りゆう
○理由

かんけつてき さーびす ひつよう ばあい かいじょしゃ
間欠的にサービスが必要な場合、介助者がいたりもどったりをくりかえすこと
きゅうよほしょう めん むり りようしゃがわ ひつよう とぎ
は給与保障の面からも無理があり、また利用者側からいけば必要な時にいてくれな
ければ、介助者がいる意味がない。その意味で見守り付き添いを正当なサービスとし
てサービス時間として位置づける以外に制度的な構築方法はないので、その合理的
りゆう せいど なか みまも つ そ く こ
理由から制度の中に見守り付き添いを組み込むべきである。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

みまもりしえん しょうがい とくせい こうりよ しえんないよう めいしょう けんとう
見守り支援など、障害の特性を考慮した支援内容や名称を検討すべき。

りゆう
○理由

かいごほけん しんたいかいご かじえんじょ くわ いみ ぎもん
そもそも介護保険にならった身体介護・家事援助の区分けに意味があるのか疑問があ
る。障害者にあった支援内容とするべき。
ほっさ ひと にゅうよく さい いどうじ みまも じゅうよう
「てんかん」発作のある人にとって、入浴の際や移動時の見守りは重要である。

にしたきいいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

みまも たいき けあ ひつよう おう しきゅうけつてい ちょうふくしょうがいしゃ ちょうかく
見守り待機(ケア)を必要に応じて支給決定する。また、ろう重複障害者(聴覚
しょうがいしゃ ばあい そうだんしえん たいおう しきゅうけつてい ひつよう
障害者)の場合、相談支援・対応についても支給決定する必要がある。
ちょうかくしょうがいしゃ ちいきせいかつ しゅわさーくる ようやくひつきさーくる かつどう
聴覚障害者の地域生活には、手話サークルと要約筆記サークルが活動しており、
とうろくしゅわつうやくしゃ いちていすう じんざいさぼーと かつよう さら
登録手話通訳者も一定数いる。これらを人材サポートとして活用できるよう、更
なる量的な拡大と活動支援、地域を単位としてこれらを効果的に活用するための
ねっとわーくか こーでいねーときのう せいび ひつよう
ネットワーク化、コーディネート機能の整備も必要である。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

いりょういぞんど たか なんびょうかんじゃ にゅういん
(1) 医療依存度の高い難病患者には、ショートステイやレスパイト入院などの
せいどてきほしょう ひつよう もんだい せいど つく じっさい とうがいじぎょうしょ
制度的保障が必要である。問題は、制度を作っても実際は当該事業所が
いりょう りゆう りよう きよひ げんじょう かいけつ
「医療ケア」ができないことを理由に、利用が拒否されるという現状を解決しな
ければ意味がない。そのためにも地域の医療体制の充実、余裕をもったベッド数
いみ ちいき いりょうたいせい じゅうじつ よゆう すう

かくほ かくほ ちいき しせつ そうだんきかん れんけい ひつよう
の確保やマンパワーの確保、地域での施設や相談機関との連携などが必要。

(2) 個別ニーズの類型化はある程度必要だが、すべての障害特性と個人ニーズを
きじゅんか ふかのう かんてん かんじゃ きほん たいおう
基準化することは不可能である。そういう観点から、患者のニーズを基本に対応
する「個人の尊厳」と「自立」を基準とした「人が寄り添う」支援体系を構築
する。

たいけい ぎょうせい せんもんか えぬぴーおー かんじゃかい ふく きょうどう
この体系は、行政と専門家、N P O やボランティア、患者会を含めた協働
を含めて地域で実際支援が提供できるような「相談支援センター」を各地に
たいりょう せっち
大量に設置するものにすべきである。

(3) 長期慢性肝疾患では、慢性肝炎から肝硬変・肝癌に進行する患者が
おお しんこう たい ふあん かん かんじゃ かぞく せいしんてき
多くいます。その進行に対する不安を感じる患者・家族のための精神的な
そうだんしえん ひつよう
相談支援が必要です。

りゆう ○理由

ちようきまんせいかんしつかん びょうき せいしつじょう げんいん はいじょ ばあい
長期慢性肝疾患は、その病気の性質上、原因ウイルスが排除されない場合に
びょうき しんこう かんはつ く かえ びょうき たい ふあん きょうふ やわ
は病気の進行したり、肝発がんなどを繰り返すなど病気に対する不安や恐怖を和
らげるための相談、治療法の相談などが必要です。

はしもといん 【橋本委員】

けつろん ○結論

じゅうどしんたいしょうがいしゃ みまも ぜったい ひつよう
重度身体障害者の「見守り」は絶対に必要である。

じゅうらいとお じゅうどほうもんかいご さーびす いち
従来通りの「重度訪問介護」のサービスとして位置づける。

りゆう ○理由

こきゅうきそうちやくしゃ こきゅうしつかん しゃ じかん みまも きけん
呼吸器装着者や呼吸疾患のある者には、24時間の見守りがなければ危険である。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん ○結論

パーソナル・アシスタンス・サービスに組み込む。時間をかけて、障害のある人の希望
ねが そ しえん ひつよう しんらい ひと ちから はつき しょうがいしゃ
や願いに沿った支援が必用。信頼できる人がいることで、力を発揮できる障害者は
おお
多い。

あたらし じんてきしげん はいち かんが きそん じぎょうしょ じんてきしげん
新しく人的資源の配置を考えると、既存の事業所サービスにおける人的資源
じゅうじつ じゅうらい ほうしゅうひょうかとう みまも あんしんかくほ そうだん
を充実させて、むしろ従来の報酬評価等にはなかった見守りや安心確保の相談も

ひょうかたいしょう けんとう ひつよう
評価対象にしていくということを検討することも必要。

りゆう
○理由

しょうがい ひと しゃかいさんか こうじょう
障害のある人にとっての社会参加やエンパワメントやセルフエスティームの向上
とう じりつそくしん はか じかん たいけん きかい じゅうよう しえん
等により自立促進が図られるためには、時間や体験（機会）が重要であり、その支援
において、見守りや安心確保が有用であることの認識を種々の支援事業において
みと
認めてほしい。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○結論

ちいきふくし
地域福祉

りゆう
○理由

かんとうだいしんさい あんしん ちいきづく さっきゅう のぞ
関東大震災があすきても安心してらせるような地域作りが早急に望まれる

ふくいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

しょうがいはんい ひろ したが しょうがいとくせい けんしゅう じっせん へ
障害範囲の広がりに従って、障害特性についての研修や実践などを経て、
じんてきさぼーとたいせい きょうか きんきゅう かだい せいど かくりつ はか
人的サポート体制を強化していくことは緊急の課題であり、制度の確立を図るべ
きである。

りゆう
○理由

ぶんや たいせい けつじょ しゃかいもんだいか
この分野の体制の欠如が、社会問題化しているため。

ふじいん
【藤井委員】

けつろん
○結論

しょうがいとくせい ひつよう みまも とう しゃかいてきかつどう さんか
障害特性ゆえに必要とされる見守り等については、社会的活動に参加するうえ
ふかけつ がいしゅつじ いどう しんたいかいご えんじょ どうとう いち
で不可欠であり、外出時の移動や身体介護・援助などと同様のサービスとして位置づ
けるべきである。

りゆう
○理由

がいしゅつじ いどう しんたいかいご えんじょ しょうがいとくせい しゃかいかつどうとう
外出時の移動や身体介護・援助だけでは、障害特性によっては社会活動等に
さんか あんしん あんぜん かくほ じんてき か
参加できず、安心・安全を確保するための人的サポートが欠かせないため。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

じゅうよう じんけんしえん めいき ほうき
重要な人権支援であることが明記される法規に。

りゆう
○理由

やかん じゆくそうぼうし たいいこうかん すいぶんほきゆう はいによう かくにん た
夜間の褥瘡防止のための体位交換、水分補給、排尿カテーテルの確認その他
みまも はなしあいて あんしん しえん あんぜんかくほ しえん みまも かいご
の見守り、話し相手になり安心させる支援、安全確保のための支援など、見守り介護は
じゅうよう ふくしぎょうせい ししゅつ よくせい
重要であるが、福祉行政は支出の抑制のためにそれをなかなか認めない現実がある。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

しょうがい ひと に一ず そくしたせいかつしえん ひつよう みずから いし ひょうめい
障害のある人のニーズに即した生活支援が必要。自らの意思を表明しにくい
ひと たいして じかん しょうがい ひと きぼう ねがい そつたしえん ひつよう
人たちに対しても、時間をかけて障害のある人の希望や願いに沿った支援が必要。
しんらい ひと あんしん じぶん ちから はつき ひと おおい
信頼できる人がそばにいて、安心して自分の力を発揮できる人は多い。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

しやかいてき く かえ ひと にじししょうがい せいしんしょうがい がつべい ひと
社会的トラブルを繰り返す人、二次障害としての精神障害を合併した人、
かぞく ぎやくたい う ひと おも たいしょう かんが にちじょうせいかつばめん
家族からの虐待を受けた人が主な対象として考えられ、日常生活場面にお
ける精神的支援と問題解決支援が、社会生活に向けての「関係支援」として位
ち ひつよう せんもんてきえんじよぎじゆつ
置づける必要があり、カウンセリングやソーシャルワークなどの専門的援助技術が
もと
求められる。

りゆう
○理由

ひと かぞく しえん ちいき しえん きはく じょうたい しや
こうした人たちは、家族による支援や地域における支援が希薄な状態にあり、社
かいまところりつ なか しやかいかんけいせい うしな せいしんてき つよ う ひと
会的孤立の中で、社会関係性が失われ、精神的に強いダメージを受けている人
であり、医学モデル的な障害認定の仕組みでは、福祉的、医療的支援の必要性
いがかく まと しょうがいにんてい しく ふくしてき いりようてきしえん ひつようせい
から遠ざかってしまう。社会モデルとしての新たな視点からの支援が必要である。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

そうだんしえんじぎょう じゅうじつ ほーむへるぷ こうどうえんごとう しえん ないよう
相談支援事業の充実とともに、ホームヘルプ（行動援護等）の支援や内容の
あ かた ぎろん こうてき しくみ いちづ
在り方の議論とあわせて公的な仕組みとしてどのように位置付けるのか、また、
いんふおーまる しえん ぼらんていあとう れんけい そくしん しく
インフォーマルな支援（ボランティア等）との連携を促進する仕組みをどのように
かんが けんとう よう
考えるのかについて検討を要する。

りゆう
○理由

にちじょうてき そうだん みまも こうてきせいど たいおうかのう
日常的な相談や見守りについては、公的制度のみでどこまで対応可能であるの
いっていめいかくか た ぶぶん いんふおーまる しえん ふく ちいきベーす
か一定明確化するとともに、足りない部分をインフォーマルな支援を含め、地域ベース
きず ひつよう かんが
で築いていく必要があると考えるため。

もりいいん
【森委員】

○結論

きょうどはったつしょうがい はったつしょうがい たい しゃかい なりかい しょうがいしゃほんにん かぞく
強度発達障害が、発達障害に対する社会の無理解や障害者本人、家族
りかいふそく もと にじしょうがい してき
の理解不足に基づく二次障害によってもたらされてという指摘もある。そのような
にじしょうがい ふせ あんしん しゃかい しえんしすてむ
二次障害を防ぐためにも安心して社会とかかわるための支援システム、すなわち、
みまも あんしんかくほ そうだん じんてきさぼーと いち
見守りや安心確保のための相談などという人的サポートをしっかりと位置づける
ひつよう くわ いっぱんしみん しょうがいりかい そくしん しく じゅうじつ
必要がある。加えて、一般市民による障害理解の促進のための仕組みの充実を
はか もと
図ることなどが求められる。

○理由

しょうがいとくせい しゃかいかつどうなど さんか あんしん あんぜん かくほ
障害特性によっては、社会活動等に参加するためにも、安心と安全を確保す
るための人的サポートがひつようであり、その支援を提供できる柔軟なシステムが求
められる。

やまもといいん
【山本委員】

けつろん
○結論

たいき かいじょ ひつようせい みと じかん にちおんこーる たいおう かいじょ
待機という介助の必要性を認め、24時間365日オンコールで対応できる介助
しすてむ か こ ばしょ しょーとすてい ひつよう
システムと駆け込める場所としてのショートステイが必要
か かいじょ たいきみまも ひつよう
駆けつけてくれる介助としてじっと待機見守りしてあげることが必要
しょーとすてい いりょう むかんけい ば きょうせいりょう むす
ショートステイはあくまで医療とは無関係な場でなければならず、強制医療に結

びつける^ば場であってはならない

おうべい どうじしゃうんえい ききせんた じっけんぷろじえくと
欧米では当事者運営による危機センターがあり、これを実験プロジェクトとして

しこう
試行すべき

りゆう
○理由

しゃかいてきにゆういん あら つく しゃかいてきにゆういん ちいきいこう
社会的入院を新たに作らないため、さらに社会的入院からの地域移行には

じょうき ひつす
上記は必須である

はくい いりょう せいしんしょうがいしゃ おそ ちか
白衣や医療のにおいがするところには精神障害者は恐ろしくて近づけない

論点 D -2-4)

医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立するためにはどういった課題があるか？ また、地域生活を継続しながら必要に応じて利用できるショートステイ等の機能を望む声があるが、確保していくためにどのような課題があるか？

【荒井委員】

○結論

障害福祉、特に重症心身障害(児)者、精神障害者、肢体不自由(児)・者等については、医療との連携は不可欠であり、そのあり方について議論するとともに、障害者を専門とする医療を確立していく必要がある。

そのためには、障害者に対する支援ノウハウを持った医療専門職を養成するとともに、雇用を継続できる体制整備(十分な報酬・キャリアアップの研修等)を構築するとともに、その行為者の範囲を介助者等にも広げていく必要がある。

重症心身障害者等医療的ケアが必要な障害者が地域で生活できるよう、医療的ケアが可能な日中活動の場・ショートステイに加え、訪問看護等の充実が必要である。

また、事業者が医療型や福祉型のショートステイにおいて積極的に参入できるよう、報酬改定や医療連携体制加算の増額などの措置を講じる必要があるとともに、グループホーム・ケアホームにおける医療的ケアの必要性について検討が必要である。

なお、これらの支援を充実するためには、看護師等医療専門職の確保が不可欠である。

○理由

重症心身障害者等医療的ケアが必要な障害者が地域生活を継続するため必要となる日中活動の場やショートステイ等のサービスを充実するためには、障害者に対する支援ノウハウを持った看護師等の医療専門職の確保が課題である。(障害者に対する支援ノウハウをもった医療専門職の確保は入所施設においても課題となっている。)

施設での介護職員による医療的ケアは認められておらず、またヘルパーによる医療的ケアの実施には制約が多いことから、受け入れが十分行われていない。

また、サービス報酬額が低いため、医療機関や福祉型で医療的ケアを提供できるショートステイの整備が進まない状況にある。グループホーム・ケアホームは、居住の場であり、医療的ケアの提供は想定されていないが、地域生活継続のためには、医療的ケアの提供を考えていく必要がある

【伊澤委員】

○結論

精神障害や難病者のように疾病と生活障害を併せ持つ支援対象者への対応については、医療と福祉を共存させた（ケアとサポートの統合モデル）支援事業（入居／通所／訪問）の開発が重要である。医療スタッフの地域移行が必要である。また緊急時のショートステイの必要性大だが、①人材の確保（医師（救急）等）②場の確保 ③個々の緊急時対応についての事前ケア会議の開催など対応がはかれる仕組みの導入が必要である。

○理由

医療と福祉という支援要素別対応のみならず、対象者の実情から、統合モデルの導入も必要である。不穏な状態ながら入院の必要はないレベルのショートステイ対応は、危機事態を早期解消していくために有用な仕組みである。支援構図として、「介護以上入院未満の在宅ケア」の必要性を感じる。

【石橋委員】

○結論

地域でのサポート体制の確立

在宅で医療的ケアを保護者（親）以外の非医療職が行うことができる法整備と

地域医療機関（医院）との連携（訪問医療）が必要。

そのためには、医療的ケアの法的・技術的課題を整理することや、医療職以外が行うとするならば、その技術の確保をどうするか（認定介護士など制度を創設し、研修を強化したうえで単価の上乗せを図る等。）の考察をすべきである。

ショートステイ等の機能を確保するための課題

ショートステイの施設は、既存の施設に併設しているのがほとんどなため、ショートステイの施設運営費を厚くする。

げんじょう いりょうはいび せいかつかいごせつつ いりょうてき ひつよう かた りよう
現状の医療設備では、生活介護施設でも医療的ケアを必要とする方の利用は
ふかのう
不可能。

りゆう
○理由

しょうがいじしゃ とく いりょうてき ひつよう じゅうどしょうがいしゃ ちいきせいかつ ささ
障害児者、特に医療的ケアが必要な重度障害者の地域生活を支えるために
サポート体制の構築とショートステイ機能充実は不可欠。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

せいしんしっかん しんぞうびょう だうんしょう へいはつ しょうがい ひと
精神疾患、てんかん、心臓病(ダウン症)などを併発している障害のある人への
さぼーとたいせい ちいきふくし ちいきいりょう れんけい じつげん のぞ かんが
サポート体制は、地域福祉、地域医療との連携で実現することが望ましいと考える。
ひつよう いりょうてきけあ じかん にちう さぼーとたいせい ひつよう
必要な医療的ケアを24時間365日受けることのできるサポート体制が必要である。
はったつしょうがい かか ぶぶん もと しすてむ いりょう れんけい
発達障害に関わる部分では、D-1-4、D-2-1で求めたシステムに、医療との連携を
ぜひ も こ かんが いりょうかた しょーとすてい かくじゅう
是非とも盛り込むべきと考える。医療型のショートステイを拡充する、あるいは、
ほうもんかんごせいど かくじゅう けんとう ひつよう
訪問看護制度の拡充などの検討が必要である。

りゆう
○理由

D-1-4、D-2-1に同じ。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

しょうがい おも ちいき く
障害の重さやそのニーズにかかわらず地域で暮らすことができるようなサポート
たいせい かくりつ のぞ じゅうしょうしんしんしょうがい いりょうてき ひつよう
体制が確立されることを望みたいが、重症心身障害など医療的ケアが必要な
ひと じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ つうえんじぎょう かくじゅう ちいきいりょう
人たちについては、重症心身障害児(者)通園事業の拡充だけでなく、地域医療
げんじょう たいせいせいび かんれん ふく けんとう ひつよう かんが
の現状やその体制整備との関連を含め検討していく必要があると考える。
ちいき く しょうがいじ しゃ かぞく ふきゅう もと
地域で暮らす障害児(者)ならびにその家族にとって、ショートステイの普及が求
められているが、つうしょせつつ へいせつがた たんどくがた ふきゅう ひつよう
通所施設との併設型や単独型をさらに普及していく必要がある
かんが じゅうしょうしんしんしょうがい たいおう いりょうてき ぐび
と考える。また、重症心身障害などに対応できる医療的ケアを具備したものを
こんごかくじゅう いりょうてき おこな ばあい しかくようけん あわ かん
今後拡充していくとともに、医療的ケアを行う場合の資格要件についても併せて緩
わ ひつよう かんが
和する必要があると考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

いりょうてき ひつよう しょうがいしゃ ちいき たいせい かくりつ
医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立するためには、すでに1
ばんじっせき ほうほう じゅうどほうもんかいご かい じかん にかい こうたい つか
番実績のある方法である、重度訪問介護で1回8時間(1日1~3交代)のサービスを使
い、重度訪問介護ヘルパーが医療的ケアを適切に行えるOJTの可能な環境を作ること
が必要。家族同居であっても重度訪問介護の支給決定を適切に決定する環境が重要。
じゅうどほうもんかいごけんしゅう ぜんとどうふけん じっし じゅうよう
重度訪問介護研修の全都道府県での実施も重要。

りゆう
○理由

きょたくかいご たんじかんこまぎ ぎじゆつ こうじょう さいじゅうど しょうがいしゃ
居宅介護のような短時間細切れではヘルパーの技術が向上しない。最重度の障害者に
はじゅうどほうもんかいご ちょうじかんたいざいがた おな なが はい ぎじゆつりょく
は重度訪問介護で長時間滞在型で同じヘルパーが長く入ることでOJTで技術力が
あ ほうほう もと あ ほうほう しゃかいしげん かそち
上がっていく方法が最も合っている。この方法は社会資源がほとんどない過疎地などで
せいこう ほうほう にかい じかんきんむ かそち じぎょうしょ じかんいなか
も成功している方法。1日8時間勤務のため過疎地の事業所からさらに2時間田舎の
りょうしゃ はけん かのう しょうがいとうじしゃだんたい しえん おこな
利用者に派遣することも可能で、障害当事者団体のNPOではそのような支援を行って
いる。

けつろん
○結論

じゅうど ばあい かぞく どうきよ ばあい しょうがいしゃだんたいとう みんかん
重度の場合で、家族と同居の場合は、ショートステイでなく、障害者団体等が民間2DK
アパート等を借り上げた自身体験室に慣れたヘルパーと数泊する、ヘルパー制度を使っ
た方法もある。自宅以外のこのような場を第2の自宅と取扱うヘルパー制度設計が
必要。

りゆう
○理由

じゅうど ばあい いえ せま かぞく どうきよ ばあい じりつ
ALSなど重度の場合で、家が狭く、家族と同居の場合は、ショートステイでなく、自立
たいけんしつ な すうはく せいど つか ほうほう ぜんこくてき
体験室に、ALSに慣れたヘルパーと数泊する、ヘルパー制度を使った方法も全国的に
おこな げんじょう かいごひよう ぜんがくじ こふたん な かいご う
行われているが、現状は介護費用が全額自己負担。それでも、慣れない介護を受けざる
えないショートステイでは、適切な介護が受けられない上、呼吸器が外れる事故などの
きけん つか じゅうどほうもん つか ばんあんぜん よ かいご う
危険がある。いつも使っている重度訪問ヘルパーを使うのが1番安全で良い介護を受
けられる。

しょうがいじ じゅうどほうもんかいご つか かぞく きょくたん つか じゅうしん しょうがいじ
障害児は重度訪問介護を使えないので、家族が極端に疲れており、重心の障害児の
ショートステイがとても混んでいる。重度訪問介護を障害児にも使えれば、ショートス
テイの費用も浮く。障害児も慣れたヘルパーなら安心して介護を受けることができる。

けつろん
○結論

- ・必要に応じて地域での開業医、訪問看護ステーションなどとの連携
- ・医療的ケアの介護職への緩和
- ・遷延性意識障害者等については医療機関だけでなく、福祉機関やケアホームなどでも支えられる仕組みを作る

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○結論

- ・介護福祉専門職のできる医療的ケアの範囲の設定と、地域の診療所、訪問看護ステーションの医療・看護支援のあるショートステイの整備。

りゆう
○理由

- ・医療的ケアには、医療制度の壁、社会資源の壁、の2つがあり、これを、克服するためには、既存の資源できるところは、できるようにすることが重要。

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

- 施設・地域生活における医療的ケアを制度として位置付け、国庫負担金によって支

えるべきである。

りゆう
○理由

他のものとの平等の観点から、医療的ケアの必要な人であっても地域生活が可能となるようにすべきだから。地域生活をしている医療的ケアを必要とする人たちの現状は、家族介助の依存と負担がきわめて大きい。それが不可能になると、施設入所しか選択肢がない。たとえば特別支援学校では、医療的ケアに特別の体制と支援が公的制度として確立してきている。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

継続支援を行う相談支援者の存在は大きいと考えています。通院服薬の支援や医療との連携による支援が地域に必要で、保健師や訪問看護師などとの連携支援

さいはつ よほう けっか さいきん じゅうしやう せいしんびやう かた しえん
が再発を予報する結果となってきました。最近では重症の精神病の方にACTの支援
けいけんてき ゆうこう
は経験的に有効です。

だつしせつかご ちいきせいかつしえんぶろぐらむ じゅうしやう せいしんしやうがいしやたいしやう
脱施設化後の地域生活支援プログラムのひとつとして、重症な精神障害者対象
のACTが必要で、ショートステイも重要です。

○理由

ちいき とくていじんこうきほ ちいきしやうがいしやせいかつりやうしえんせんた せっち ちいき いりやう
地域に特定人口規模に地域障害者生活医療支援センターを設置し、地域の医療
ひつやう しやうがいしや たい げーときーぶきかん ぶろぐらむかんり かいはつ きよてん
を必要とする障害者に対するゲートキープ機関とプログラム管理・開発などの拠点
をつくるべきです。治療は民間医療機関が中心ですが、ここはマネジメント機能のため
の機関としてあるべきです。体制によっては一部入院・ショートステイなどを設
けるべきです。ACTチームを含めていてもよろしいかと思えます。現実的には嘱託専門
しよく いし かんごし そうだんしえんせんもんいん まねじゃ じむしよくいん へんせい
職(医師・看護師・PT・OTなど)と相談支援専門員(マネジャー)と事務職員で編成し
ます。精神科だけではなく難病の方の支援にも、他の医療を必要とする障害者に
ひつやう かんが
も必要と考えています。

せいしんしやうがい とくていしっかん じゅうどしやうがい すべ とうろく いりやう ひつやう
精神障害・特定疾患・重度障害などなどは全て登録し、医療を必要とする
せいかつしえんせんた りやう いりやうきかん れんけい おこな
生活支援センターとしてそれぞれが利用している医療機関との連携を行いながら
しえんかつどう おこな
支援活動を行います。

【河崎(建)委員】

○結論

しっぺい けいぞく いりやう ていきやう じびやう しんたいがっぺいしやうちりやう う
疾病への継続した医療の提供と、持病・身体合併症治療を受けられるよう
にするための人的、経済的援助の体制整備。

○理由

しやうがい しっぺい あわ も せいしんしやうがいしや けいぞく いりやう ちりやう
障害のみでなく疾病を併せ持つ精神障害者では、継続した医療・治療が
ひつやう こうれいか ともな もるもる しんたいしっかんとう がっぺい すく
必要であり、また、高齢化に伴う諸々の身体疾患等を合併することが少なくな
いため。

【川崎(洋)委員】

○結論

いりやうてきけあ ざいたく うけられるほうもんいりやう せいび ひつやう
医療的ケアについては、在宅で受けられる訪問医療の整備がぜひとも必要であ
る。また生活に疲れた時など、休養のために利用できるショートステイできる場所の

かくほ ひつよう
確保が必要である。

○理由

せいしん しゃとう ぐあい わるく じゆしん いく こんなん とき
精神障がい者等において、具合が悪くなったときに受診に行くことも困難になる時
がある。ほうもんがた いりよう せいび ぜったい ひつよう せいかつ なか ひろう かんじた
時、訪問型の医療の整備は絶対に必要である。また生活の中で疲労を感じた
とき しょくじ かたづけ き いっていきかん きゅうよう ひつよう
時、食事や片づけなど気かけずにすむ、一定期間の休養が必要になる。

きたうらいいん
【北浦委員】

○結論

いりようてき ひつよう しょうがいしゃ ちいき せいかつ いし いりようきかん
医療的ケアを必要とする障害者が、地域で生活するためには、医師(医療機関)、
ほうもんかんごし いりようてき しえんたいせい かいごしえん れんけいたいせい
訪問看護師、ホームヘルパーによる医療的ケア支援体制と介護支援の連携体制が
せいび あわ たんきにゆうしょ につちゅうかつどう つうしょしえん く あ
整備されなければならない。併せて、短期入所、日中活動の通所支援が組み合
わされなければならない。また、ホームヘルパーには、たんの 吸引などの医療的ケア
じっし しよういん ひつよう
の実施が容認される必要がある。

たんきにゆうしょ いってい すう かくほ いりようきかん しせつせいび じよせい
短期入所は、一定のベット数を確保するため、医療機関に施設整備の助成や、
ちょうじゅうしょうじしゃ のうこう いりようてき ひつよう もの う い ほうしゅう
超重症児者など濃厚な医療的ケアを必要とする者の受け入れに対し、報酬
がく ゆうぐう はか はたら およ つうしょじぎょう
額で優遇を図るなどインセンティブが働くようにすること、及び通所事業の
ほうていか ひつよう
法定化が必要である。

○理由

ざいたく いりようてき じっししえんたいせい ふじゅうぶん ざいたくじゅうしょうじしゃ
在宅での医療的ケアの実施支援体制が不十分であるために、在宅重症児者
は、かぞく とく ははおや じかんかいご ひろうこんぱい たんきにゆうしょおよ につちゅう
家族(特に母親)が24時間介護で疲労困憊している。短期入所及び日中
かつどう つうしょしえん ばしよ せいび すす りよう
活動の通所支援の場所も整備が進んでいないため、利用したくても利用できない
じょうたい
状態にある。

きみづかいいん
【君塚委員】

○結論

いりようてきけ あ かいごしょく たん きゅういんとう けんとう ふ
どこまで医療的ケアをおこなえるか、介護職の疲の吸引等の検討を踏まえて、
かいがい たいおう さんこう かくだい
海外での対応を参考にして、さらに拡大してゆく。
しょうがいしゃ ふく かぞく つうじょうりよう いっぱんびょういん しんりょうじよ う い きのう
また、障害者を含めた家族が通常利用する一般病院や診療所に、受け入れ機能
も たいせい ちょうきけいかく こうちく
を持たせる体制を長期計画で構築する。
ふだん がいらいとう かよ しせついがい きゅう しょーとすてい いらい
普段から外来等を通っている施設以外では、急なショートステイの依頼がしにくい

せいじんしせつ しょーとすてい つか
成人施設でのショートステイが使えない

いっぱんいりょうきかん しょうがい かた とくせい りかい じょうほうでんたつしゅだん かくりつ
一般医療機関での障害のある方の特性の理解のために情報伝達手段を確立

する。

ざいたくさんそりょうほう う かんじゃ しょーとすてい じ きんそりょうほう かん ほうしゅう
在宅酸素療法を受けている患者のショートステイ時の酸素療法に関する報酬を
べつとしはら
別途支払う

したいふじゆうじしせつ じゅうしんしせつ いりょうかた れんけい と かいぎょうい びょういん
肢体不自由児施設、重心施設などの医療型と連携を取りつつ、開業医、病院で
しょうがいじしゃ う い そくしん しさく どうにゅう いりょう かんけいしゃ ようせい
障害児者の受け入れを促進する施策を導入する。医療関係者養成
かりきゅらむ けんしゅう しょうがい かん ひつす
カリキュラム・研修に障害に関するものを必須とする。

したいふじゆうじしせつ たんきにゅうしょ じつたい べつとしりょう さんしょう
肢体不自由児施設におけるわれわれの短期入所の実態について、別途資料を参照

されたい。

りゆう
○理由

しょうがいしゃ とくべつわく たいおう ぎょうせいてき こうりつてき
障害者を特別枠でまとめて対応することは、行政的には効率的であっても、
りょうしゃがわ み りべんせい ひく かぞくたんい たいおう さーびすたいせい ひつよう
利用者側から見ると利便性が低いため、家族単位で対応できるサービス体制が必要
である。

がいらい いし ようす はあく かた しょーとすていなか しょう じたい よそう
外来などで医師が様子を把握している方は、ショートステイ中に生じる事態にも予想
しやすいが、つういんれき ようす はあく ばあい うけいれ しんちょう
通院歴がなく様子が把握できていない場合の受入については慎重になる。

てん ほか ちてきしょうがいじ したいふじゆうじ しょーとすていりょう おお ちが
その点は、他の知的障害児や肢体不自由児のショートステイ利用と大きく違う。

せいじんしせつ やかんかんごし しょーとすていりょう むずか やかん かんごし
成人施設に夜間看護師がいないため、ショートステイ利用が難しい。夜間に看護師が
きんむ たいせい もともと ふくししせつ きざいてき じゅうしょう かた
勤務する体制になったとしても、元々が福祉施設であるため、機材的にも重症な方の
りょう むずか おも
利用が難しいと思われる。

いりょうてき もんだい かか かた たんきにゅうしょ ふくししせつ さーびすりょう
1、医療的な問題を抱える方の短期入所は福祉施設だけではサービス量が
ぜったいてき ふそく びょういん う しゅうにゅうめん しょくいんはいち うんえいめん
絶対的に不足している。しかし病院で受けるときには収入面、職員配置、運営面
こんなん たしょう ほじょきん ひろ きたい
で困難であり、多少の補助金では広がり期待できない。

ざいたくさんそりょうほう たいん しじ かた たんきにゅうしょ ちが しせつ う
2、在宅酸素療法を他院で指示されている方の短期入所をそれとは違う施設で受
しんりょうほうしゅうじょう きてい かん しゅうにゅう まった
けるとき、診療報酬上の規定から、それに関する収入は全くない。

ひつよう いりょう おんけい よく しょうがいじしゃ おお
3、4、いつでもどこでも必要な医療の恩恵に浴していない障害児者が多く、
たいおう いりょうきかん ふそく いりょうかんけいしゃ にんしき りかい ふそく
それに対応できる医療機関も不足している。医療関係者の認識・理解も不足して
いる。

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○結論

いりょうてき ひつよう きょたくかいご たんきにゆうしょ にちちゅういちじしえんじぎょうなど りょう
医療的ケアが必要でも、居宅介護、短期入所、日中一時支援事業等が利用
できるよう、在宅医療の範囲である医療的ケアはヘルパー、介護士等でも実施でき
るよう早急に規制を緩和するとともに、就学機会保障の観点からも教師に
たい きせいかんわ ひつよう かんが
対する規制緩和が必要と考える。

また、医療的ケア対応のショートステイについては、福祉圏域ごとに都道府県
じぎょう せいび かんが
事業として整備すべきと考える。

りゆう
○理由

いりょうてき ひつよう せいかつ ちよくせつてき しえん
医療的ケアの必要なかたの生活は、ヘルパーでは直接的な支援ができないこと
から、居宅介護、短期入所、日中一時支援事業等が全く利用できず、家族等
の昼夜のない介護によって支えられており、早急に是正すべき課題である。特に、シ
ョートステイについては、市町村単独での事業実施は非効率、不採算、実施施設確保
の困難が避けられないため、都道府県事業として福祉圏域ごとに実施施設を指定し、
りょう しゅうちゅう こうりつてき じぎょううんえい し りょうしゃ
利用を集中させることで効率的な事業運営に資するとともに、利用者ニーズに
あんてい こた じぎょうてんかい おこな かんが
安定して応えられる事業展開を行うべきと考える。

こんどういん
【近藤委員】

けつろん
○結論

ほーむへるぱ かいごしょく いってい けんしゅう いりょうてきけあ じっし かのう
ホームヘルパーなどの介護職に一定の研修のもとに、医療的ケアの実施を可能と
する規制緩和を行うとともに、障害福祉サービスに訪問看護事業を創設し、手厚い
ケアを可能とする必要がある。

つうじょじぎょうしょ たんどく しょーとすていじぎょう じっしかのう ほうしゅうたいけい ひつよう
通所事業所が、単独でショートステイ事業の実施可能とする報酬体系が必要
である。

りゆう
○理由

きゅういん けいかんえいよう いりょうてきけあ けんしゅうとう あんぜんせい たんほ
たんの吸引、経管栄養といった医療的ケアは、研修等により安全性を担保す
ることにより、介護職の実施を求めることにより、地域生活の幅が広がる。
しょーとすてい にーず こた つうじょじぎょうしょ きのう ふか
ショートステイのニーズに応えるには、通所事業所にその機能を付加することが
ふかけつ げんざい きんきちほう ちゅうしん とく おこな げんこう
不可欠である。現在でも近畿地方を中心にそうした取り組みが行われているが、現行
たんどくがた ほうしゅう かくだい きわ
単独型の報酬では、拡大は極めてむずかしい。

さいとういいん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ にゅういん かつどう かくほ ほしょう じゅうよう
障害者の入院においては、ヘルプ活動の確保をどう保障していくかは重要であ
り、常時医療ケアが必要な人に対してはヘルパーのみならず、訪問医療の体制を
せいび
整備しなければならない。ショートステイ機能の充実のためには、レスパイトサービス
のためのにショートステイとの別枠の確保が必要になる。

しみずいいん
【清水委員】

○結論

ちいき なか いりょうてき けあ ひつよう かがたがた どうどう く ちいきいりょう
地域の中で、医療的なケアが必要な方々も堂々と暮らしていくための地域医療
てんかい ふく ちいきせいかつてんかいこうぞう こうちく ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがいじせつ
展開も含めた、地域生活展開構造の構築が必要。重症心身障害児施設の
ちいき きのうかいほう
地域への機能開放。

ひとり ひとりの いのち む あ のうこう しえんしゃ ようせい ぷろぐらむ こうじょうてき
一人ひとりの命に向き合う濃厚な支援者養成プログラムと恒常的
すーぱーばいず し く しんらいかんけい もと いりょうてきけあ じっしたいせい
スーパーバイズの仕組み。そのもとでの信頼関係に基づく医療的ケアの実施体制。
しえんねつとわーく けいせい ほんにん い かた まもるけんりようごしえんたいせい
医療支援ネットワークの形成、本人の生き方を守る権利擁護支援体制などが
じゅうそうてき こうちく ひとり しゅたい ひび あ しえん わ こうちく
重層的に構築され、一人ひとりの主体に響き合う支援の輪が構築されることが
ひつよう
必要。そしてそれが常に本人中心に共に立ち上がっていく構造構築。

○理由

にしのみや しょうがい おも ひと せいかつじつたい じっかん
西宮でのたいへん障害の重い人の生活実態から、実感するものです。また、
よこはま 「しょうらい しさく」 じっし む しさ
横浜での「将来にわたるあんしん施策」などは、すでに実施に向かっており、示唆に
と こんご じつたい もと ほんしつ まな ふへんか はか
富むもので、今後これらの実態に基づき、その本質を学び、普遍化を図るべきではと
か
んがえます。

すえみついいん
【末光委員】

けつろん
○結論

ほうもんかんご かくだい つうじょしせつとう かんごしはいち じゅうじつ ざいたく へる ぱーとう
訪問看護の拡大、通所施設等における看護師配置の充実、在宅でヘルパー等が
おこな いりょうてきけあ ないよう げんざい きゅういん かくだい つうじょしせつとう ふくし
行える医療的ケアの内容（現在は吸引のみ）の拡大、および、通所施設等で福祉
しょくいん いったいはんい いりょうてきけあ たいせい ひつよう こうど いりょうてきけあ
職員が一定範囲の医療的ケアができる体制が必要である。高度な医療的ケアの
ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ たい じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃつうじょしせつ ひつよう
必要な重症心身障害児者に対して重症心身障害児者通所施設が必要であ

る。高度なものも含む医療的ケアへの対応が可能なショートステイ機能の拡充、
経済基盤の整備と、その機能を持つ入所施設の確保と機能増強が必要である。

理由

在宅・地域施設で増大している医療的ケアのニーズに対して、看護師によるケアの
体制の拡充と非医療職による医療的ケアの拡大の両面を進める必要がある。
高度な医療的ケアが必要な重症心身障害児者へは十分な医療スタッフが配置
され専門性のある通所施設が必要であり、現在の重症児施設が持つノウハウと
機能を十分に活用すべきである。公法人立重症児者施設への平成21年度の短期
入所児者実数は7000名以上でその25%が超重症準超重症であり、医療
スタッフ配置のある入所施設によりその短期入所が担われている。医療ニーズが高
い人の短期入所を受ける場合の施設への経済給付は極めて不十分である。

【竹端委員】

結論

どんなに重い障がいがあっても暮らせる地いきとそうでない地いきの差がありすぎ
る。その差をなくすため、かなりたくさんの方の地いきでの支えん体せいを、この数年いな
いにつくるべきである。

理由

たいへん重い障がいをもつ人の家ぞくは、今、しせつをなくされたら不安だ、とうっ
たえておられる。なぜか。それは、自分たちの子どもは、地いきでは安んじて生きられ
ない、そんな地いきになっていない、という不しん感をもっておられるからだ。だから、
たいへん重い障がいのある人も、地いきで安んじてくらするしくみを急いでつ
くるひつようがある。そのために、国は高れい者せいどを進める上でつくった
「ゴールドプラン」のようなわかりやすい政さく目ひょうを作り、その中で医りょう的
ケアも求める障がい者を地いきでどんな風に支えるか、をわかりやすく伝え、それを
じつげんすべきである。

【田中（正）委員】

結論

基本的には医療的ケアが必要な障害児も居住している市区町村の

しよーとすてい にちゅういちじしえんじぎょう りょう いりょうてき けあ いりょう
ショートステイや日中一時支援事業を利用できるようにする。医療的なケアと医療が
けあ ばめん くわ むずか わ じじょう いりょう かば とき しえん
ケアする場面の区別が難しい。分けきれない事情を医療がカバーする時の支援
たいせい いし ほうもんかんごとう こめでいかるすたっふ ふくし すたっふ くわ
体制について、医師、訪問看護等のコメディカルスタッフに福祉のスタッフが加わる
ちーむ へんせい ちいき こうちく かない むずか じじょう
チームを編成を地域に構築してゆくことが課題であり難しい事情である。

○理由

いりょうてき けあ ひつよう しょうがいじ きよじゅう しゅくちようそん しよーとすてい
医療的ケアが必要な障害児は、居住している市区町村のショートステイや
にちゅういちじしえんじぎょう いりょう けあ ひつよう りょう りょう
日中一時支援事業を医療ケアが必要なことを理由に利用することができず、首都圏
では受け入れの可能な重症心身障害児施設にショートステイの利用が集中している。
う い かのう じゅうしやしんしんしょうがいじせつ しよーとすてい りょう しゅうちゅう
上記施設でも濃厚な医療ケアを要する障害児が受けられる枠に限りがあり、
じょうきしせつ のうこう いりょう けあ よう しょうがいじ う わく かぎ
上記施設でも濃厚な医療ケアを要する障害児が受けられる枠に限りがあり、
のうこう いりょう けあ じんこうこきゅうき よう しょうがいじ りょう こんなん
濃厚な医療ケア（人工呼吸器）を要する障害児ほど利用することが困難となっ
ちいき じゅうしやしんしんしょうがいじせつ しよーとすてい でき しょうがいじ けっかてき
ている。地域や重症心身障害児施設にてショートステイが出来ない障害児は、結果的
いりょうきかん しゃかいてきにゆういん けいたい う え げんじょう
に医療機関が社会的入院という形態で受けざる得ない現状がある。

【中西委員】

○結論

ちいき いりょうづ しよーとすてい そうせつ もと いしゃ はいび
地域での医療付きのショートステイの創設が求められている。医者が配備された
しよーとすてい まんにんたんい こみゆにてい はいび いりょう ひつよう
ショートステイが5万人単位のコミュニティに配備できれば、医療を必要とするほと
んの しょうがいしゃ ちいき けいぞくてき せいかつ かのう さつきゅう たいせい
んどの障害者は地域での継続的な生活が可能となるので早急にその体制を
ととの 整えるべきである。

○理由

しょうがいしゃ いりょうきかん だいきぼしゅうちゅうか みち こみゆにてい けあ む
障害者の医療機関は大規模集中化の道をたどっておりコミュニティケアへ向
かおうとするなかで ぎやっこう しょうにいりょうせんたー こみゆにてい けんいき
かおうとするなかで逆行している。小児医療センターはコミュニティから圏域の
おおがたかびょういん しゅうやく ちいき けいぞく せいかつ ふかのう こきゅうき
大型化病院に集約され地域での継続した生活が不可能になりつつある。呼吸器
りょうしゃ きょうかんえいよう ほっさ しんぞうないぞうしょうがい びょうき もの しんや
利用者、経管栄養、発作や心臓内臓障害などの病気をもつ者にとって、深夜
えんぼう びょういん はんそう ふかのう ばあい ちいき いりょうしよく せいび
に遠方の病院へ搬送することは不可能な場合があり、地域での医療職の整備を
はか ひつよう こきゅうきしょうがい あつか びょういん かず へ ひつよう いしゃ
図る必要がある。呼吸器障害を扱える病院の数も減りつつあり必要な医者の
ようせい ひつよう かにいいい しゅうにゅう ほしょう
養成からはじめる必要がある。また家庭医はかなりの収入が保障されることにな
っているが、しよーとすてい とう いりょうしよく はいび じょうきん じんいん はいち
ショートステイの等の医療職の配備は常勤では人員の配置ですら
むずか みんかんしせつ いりょうしよく こよう ふかのう くに ぎょうせい
難しいといわれている。民間施設では医療職の雇用は不可能であり、国や行政
ふたん おこな さーびす ほうもんかていいい なか こきゅうき しょうにいりょう
が負担して行うべきサービスである。訪問家庭医の中に呼吸器や小児医療もでき

いしゃ ぞういん ほうほう かばー ちいき
る医者を増員していく方法でカバーできる地域はある。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

いりょうてきけ あ ひつよう しょうがいじ しゃ しえん いりょう ほけん ふくし やくわり
医療的ケアが必要な障害児・者の支援については、医療・保健・福祉がどの役割
にな せいり ひつよう かんが ざいたくしょうがいしゃ かいごほけん ほうもん
を担うかの整理が必要と考える。在宅障害者については介護保険にある訪問
かんご かんご さいびす ひつよう かんが じぎょうしょ りよう しょうがいしゃ
看護のようなサービスが必要と考える。また、事業所を利用している障害者に
ついては、しえんいんなど いってい いりょうてきけ あ じっし いってい ようけんせいり
支援員等が一定の医療的ケアを実施できるよう、一定の要件整理と
けんしゅうなどじんてき せんもんてき たいせい せいび ひつよう おも
研修等人的に専門的な体制の整備も必要と思われる。

りゆう
○理由

じゅうどしょうがいしゃ こうれいかなど せいかつ ほーむへるばー ふくしさいど
重度障害者や高齢化等、生活していくうえで、ホームヘルパーや福祉サイドで
たいおう けーす ふ いりょうてき けあ おこな さいびす
は対応しきれないケースが増えているため、医療的なケアを行うサービス
るいけい ひつよう
類型が必要。

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

いりょうてきけ あ ひつよう しょうがいしゃ しょうがいしゃしょ とすていしせつ ぞうしょう
医療的ケアを必要とする障害者および障害者ショートステイ施設の増床が
ひつよう ぞうしょう こうじひ あんてい うんえい じよせい ひつよう
必要。増床のための工事費および安定した運営のための助成が必要。
しょーととすてい じっし しせつ じぎょうしょ じかんたいせい かんごし はいち
ショートステイを実施する施設・事業所には、24時間体制で看護師が配置できる
ようさんそち こう ひつよう
よう予算措置を講ずる必要がある。

しょうがいしゃ きんきゅうじ ちりょう にゅういん う いりょうきかん れんけい ひつよう
障害者の緊急時の治療・入院が受けとめられる医療機関との連携が必要。
とうめん しみんびょういんとう ちゅうしん きんきゅうじ りよう ぎょうせい せきにん も ちょうせい
当面、市民病院等を中心に緊急時に利用できるよう行政が責任を持って調整
はか
を図る。

りゆう
○理由

げんざい にゅうしょしせつ しせつにゅうしょしえんじぎょうしょ じかんたいせい かんごし はいち
現在の入所施設(施設入所支援事業所)で、24時間体制で看護師を配置している
しせつ じかくしょうじょう うった たんぱつりよう じゅうどしょうがいしゃ かんごしふざい
施設はほとんどない。自覚症状が訴えられない単発利用の重度障害者を看護師不在
じょうきょう う ふあん りすく たか
の状況で受けとめるのは、不安とリスクが高すぎる。

じゅうどしょうがいしゃ にゅういんうけいれきよひ にゅういんうけいれ あ つきそいじょうけん びょういん
重度障害者の入院受入拒否、入院受入に当たっての付添条件の病院からの
ていじとう じつたい しょ とりようしゃ にゅういん ばあい つきそい しせつしょくいん
提示等が実態としてある。ショート利用者が入院した場合の付添は、施設職員か
かぞく おお しょ と りよう かぞくしえん こんなん
家族になることが多い。「ショートを利用しているということは、家族支援が困難だ

から」を考えると、施設が付き添うとなると体制上困難。

【野原委員】

○結論

多様なニーズに応えるために、在宅酸素などを日常必要としている心臓などの慢性疾患患者が入所できる地域作業所、医療ケアつきグループホーム、セーフティネットとしてのショートステイ等の施設整備を行ってほしい。また、状態に応じて変動する障害者のニーズと設備や制度利用を適切に調整するための優秀なケアマネージャー、ファシリテーター（援助促進者）の育成。

○理由

在宅酸素を使うような重度の慢性疾患患者でも、通えるような医療的ケアの整った作業所や施設はほとんど見あたりません。親亡き後に生活の基盤を失う不安をもつ人が、今後増えてくるとおもわれます。そのための施設整備と、必要な施設に結びつける人的な資源確保が急務である。

【橋本委員】

○結論

訪問看護ステーションや診療所との連携により、介護職でも吸引や経管栄養などの行為が

安全安心に実施できるようにする。

医療的ケアを必要とする障害者は、24時間の介護体制で多くの介護職を必要とするので、重度訪問介護を主に実施している事業所への支援を引き続き行う。

【東川委員】

○結論

中学校区に一つくらいの、すべての障害者に対応できる支援センターを確保し、24時間体制の、医療相談機能を備え、訪問看護事業も併設し、障害児のショートステイ、家族のためのレスパイト支援事業等が実施できれば更によい。人材確保、施設整備のための財源の確保が急務。

○理由

ちいき ちいきりょう じゅうじつ じんざいようせい かくほ みぢか
地域リハビリテーション、地域医療の充実、人材養成と確保ができれば身近なと
ころでワンストップ相談支援が実施できるわけで、障害の軽減、社会の理解、協力
たいせい かくほ
体制が確保されやすい。

ふくせいさくぶんや いりょうせいさくぶんや きょうどうさぎょう おこな
福祉政策分野のみならず、医療政策分野との協働作業が行われるべき。
(モデルは介護保険の地域包括支援センター)

ひろたいいん 【広田委員】

けつろん ○結論

じゅうたくしさく じゅうじつ
住宅施策の充実

りゆう ○理由

じしん じゅうたく
コンシューマー自身が住宅にゆとりがあれば、ピアサポートとしてショートステイが
できる

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん ○結論

なに いち たようせい みと うえ あんぜん かいてき せいかつ ほしょう してん
何よりも、命の多様性を認めた上で、安全で快適な生活を保障するという視点
もと ちいきしげん ふる せんたく いりょう ふくし せいつう じんてき
が求められる。地域資源をフルに選択できることと、医療と福祉に精通した人的
はいち か うえ ぱーそなる あしすたんと ほうもんかいご じかんたいせい
配置も欠かせない。その上で、パーソナル・アシスタント、訪問介護の24時間体制、
きゅうきゅうたいせい せいび じゅうしょうじしやせつ しえん けあほーむ ぞうせつ かだい
救急体制の整備、重症児者施設による支援、ケアホームの増設などが課題となる。
しょーとすてい かくほ かいごしょく どうにゅう りょういくてきてん と い
ショートステイの確保のためには、介護職の導入など、療育的視点を取り入れて
けいざいてきほしょう かだい
経済的保障をするなどの課題がある。

りゆう ○理由

びょういん しせつ ちいき いこう じつげん か ようけん こんなん
病院・施設から地域への移行を実現していくための欠かせない要件であり、困難な
かだい ちいき りかい もと ちいきぶんか う い はたら
課題ではあっても、地域の理解を求め、地域文化が受け入れるように働きかけていくこ
たいせつ
とが大切である。

ふじおかいいん 【藤岡委員】

けつろん ○結論

いりょうてき しえん かのう そうごうふくしほうせい かくりつ
医療的ケア支援が可能な総合福祉法制の確立を。

いし かんごし けんしゅう せいど ほしょう どうじしや かぞく じゅうぶん せつめい どうい
医師、看護師の研修を制度として保障し、当事者、家族からの十分な説明と同意

のもと、痰等の口腔内吸引、胃ろう、経管栄養管理等の軽微な医療（近接）行為を支援者が行なえるようにする。

医療機関と福祉の連携を制度的に容易にする。

○理由

現行の重度訪問介護、居宅介護の制度の中で医療支援は原則として想定されていない。医療と福祉が断絶された制度になっているため、医療的ケアの必要な障害者が地域で暮らすための支援が適切に受けられない。

【増田委員】

○結論

精神疾患のある人は、医療的ケアが必要である。しかし、福祉と医療を制度上混在させない。通院が困難な場合もあり、その際に訪問診療等の態勢が求められる。障害のある人の命が守られる医療のあり方も見直しが必要である。

【三浦委員】

○結論

支援体系として「訪問看護」を創設するとともに、既存の療養介護、医療型短期入所の着実な整備、地域の医療機関等を含めた地域医療体制の構築が必要であり、これらの連携によりどこに暮らしていても適切な医療的ケアが受けられることが不可欠である。

医療的ケアの受けられる短期入所については整備の促進策とともに、福祉型短期入所への看護師等の配置による機能の強化及び、地域資源となりうる為には医療型短期入所の設置主体についても検討する必要がある。

○理由

それぞれの生活の場において適切な医療的ケアが受けられることを実現するためには、療養介護事業、医療型短期入所事業等の計画的整備を行い、地域における医療提供基盤の総合的、計画的充実を図り、各事業の連携・協働による重層的な支援体制を目指す必要があるため。

また、医療型短期入所の設置については、療養介護事業所（病院等）に限定されており、その他の設置主体であっても、体制が確保できる場合には設置を

かのう けんとう かんが
可能とするかについて検討するべきと考えるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

きほんてき いりようてき ひつようど ほんにん こうけんにとん いし
基本的に医療的ケアの必要度ではなく、本人（もしくは後見人等）の意志に
ちいきせいかつしえん けいぞく けんとう げんそく いつていようけん かのう しんりよう
よる地域生活支援の継続サポート検討が原則であり、一定要件が可能な診療
たいせい ととの ちいきいりよう にな しんりようじよ ふく しえん く こ
体制を整えた地域医療を担う診療所もショートステイを含めた支援に組み込
けんとう ひつよう ちいきいりようきかん じかんじつどう せんもんてき ほうもんかんご
む検討が必要である。地域医療機関での、24時間実働する専門的な訪問看護
すたーしょんを核とした訪問診療・訪問看護・訪問リハ等を組み込む。キーパー
ソンは相談支援事業所等に拠る。

りゆう
○理由

ちいきせいかつ じようきよう ふくし ほけん いりよう たてわ くわ ちいき
地域生活の状況を福祉・保健・医療と縦割りで区分けるのではなく、地域で
く ひとり ひと じゆうにん ほうかつ こうれいしや ふく あんしん す
暮らす一人の人・住人として包括し、高齢者を含む、安心して住みたいところ
す つづ じゆうみん そうごうてき たいせい じゆうよう いりようてき
に住み続けられる住民への総合的なサポート体制が重要である。医療的ケア
ひつよう ひと ちいきせいかつしえん どうよう はつそう ひつよう
を必要とする人たちの地域生活支援についても同様の発想が必要である。なぜな
だれ だれ じようきよう しえん ひつよう す たちば わ だれ
ら、誰もがいついかなる状況で支援が必要と擦る立場になるのか分からず、誰に
きようつうかだい にんしき ひつよう
も共通課題と認識する必要がある

みやたいいん
【宮田委員】

けつろん
○結論

おもいしょうがい ひとたち いりようこうい いかうい ちいきせいかつ しゃかいさんか
重い障害をもつ人達にとって、「医療行為（医行為）」は地域生活や社会参加を
ほしょう ひつすようそ ばあい いりよう しゃかいもでる しえん いちようそ
保障する必須要素である（この場合、医療は社会モデルの支援の一要素である）。
いりようこうい ていぎ めいかく いりようしよく しえんしゃ けんしゆう じゆうじつ じゆうど
医療行為の定義を明確にし、医療職でない支援者への研修を充実させ、重度
しょうがいしゃ いりようてきしえん わく ひろげる けつか じゆうしょうしんしんしょうがいじしせつ げんてい
障害者への医療的支援の枠を広げる。結果、重症心身障害児施設に限定さ
いりようてきけあ ひつよう ひとたち しょーとすてい せんたくし いりようきかん
れている医療的ケアを必要とする人達のショートステイの選択肢を（医療機関との
れんけい ぜんてい たしゅべつふくししせつ かくだい
連携を前提に）他種別福祉施設にも拡大できる。

りゆう
○理由

いりようこうい ていぎ ふめいかく ひいりようしよく いりようてきしえん わく げんてい
「医療行為」の定義が不明確で非医療職の医療的支援の枠が限定されているた
め、重度障害児・者が、在宅生活を家族の重い介護負担の下で送り、社会参加を
きよくど せいげん いりようこうい ぜったいてきいりようこうい せいかつ いじ かかる
極度に制限されている。医療行為には、絶対的医療行為と生活の維持に係る

いりょうこうい いりょうてきけあ こんざい こうしゃ いりょうしよく しえんしゃ
医療行為（医療的ケア）が混在しているが、後者は医療職でない支援者にも
めんみつ けんしゅうたいせい ほうてきようご ぜんてい じっし
綿密な研修体制と法的擁護を前提に実施できるようにするべきである。この
みなおし
見直しがなければ、医療的支援が常時必要な重度障害児・者の社会参加は
ふかのう
不可能である。

もりいじん
【森委員】

○結論

いりょうてきけあ ていきょう せんもんしよく きよてんじぎょうしょ いち かんごし りがく
医療的ケアを提供するための専門職の拠点事業所の位置づけ、看護師、理学
りょうほうし さぎょうりょうほうし げんごちょうかくし じんざい かくほ ふくしりょういき せんもんしよく
療法士、作業療法士、言語聴覚士などの人材の確保、福祉領域の専門職と
れんけい はか しすてむ こうちく かだい しょーとすてい
の連携を図るためのシステムの構築などが課題であり、また、ショートステイなどの
きのうかくほ じぎょう じぞくかのう けいざいてききばん かくほ もと
機能確保のためには事業の持続可能な経済的基盤の確保なども求められる。

○理由

いりょうけあ ひつよう しょうがいしゃ ちいきせいかつ いりょう ふくし れんけい
医療ケアが必要な障害者が地域生活をおくるためには、医療と福祉の連携が
ひつよう
必要である。

こうもくでいー しゃかいさんかしえん さーびす
＜項目 D -3 社会参加支援（サービス）＞

ろんてんでいー しょうがいしゃ しゃかいさんか てん しゅうろう しゅうがく さい かいご
論点 D -3-1) 障害者の社会参加の点から就労・就学に際しての介護、

つうきん つうがく かいご おお かだい してき そうごうふくしほう さーびす
通勤・通学の介護が大きな課題との指摘があるが、総合福祉法のサービスでどこま
でカバーすると考えるか、その際、労働行政や教育行政との役割分担や
ざいげん かんが
財源をどう考えるか？

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ しゃかいさんか そくしん かんてん じゅうじつ ほうこう みなお
障害者の社会参加を促進するとの観点から、充実させる方向で見直すべきであ
る。その際、さい しゅうろう しゅうがく かいご つうきん つうがく かいご じつたい はあく うえ
必要な経費を試算しつつ、ろうどう きょういくぎょうせい ふくしぎょうせい やくわりぶんたん じつげんかのう
方法で見直すべき。

いざわいん
【伊澤委員】

○結論

そうごうふくしほう かいけつ わけ
総合福祉法すべてで解決できる訳ではない。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

しゃかいさんか かくほ しゃかい い おお かだい
社会参加が確保されてこそ、インクルーシブな社会と言える。大きな課題ではなく、
なされなければならない課題である。

そうごうふくしほう つうきん つうがく かいしゃ がっこう いどうしえん きほん
総合福祉法のサービスでは、通勤・通学（会社・学校）までの移動支援を基本と
する。

かいしゃ がくこうない かいご う い がわ せきにん も しゃかいしげん そうせつ
会社・学校内の介護は、受け入れ側が責任を持つことによって社会資源の創設
が期待できる。

じょぶコーチやしゅうろうへの支援はろうどうぎょうせい がっこう とうごうきょういくすいしん きょういく
行政、というようなこれまで通りの縦割りでは解決できない。総合支援として財源
を確保すべき。

りゆう
○理由

ちいきせいかつ おく しゅうろう しゅうがく しえん ひつよう
地域生活を送るためにも就労、就学の支援が必要です。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

いどうしえん こべつきゆうふか とき つうがく つうじょ つうきん つ そ せいどか
移動支援を個別給付化する時に、通学、通所、通勤への付き添いについても制度化
すべきであると考える。PASが導入されるのが望ましいと思うが、コストを考
えらるとPASはこのような日常生活支援を含み込むことは馴染まないと思われるので、
D-2-2で述べた「きめ細やかなガイドヘルプ」の中に明記すべきと考える。例えば、
しよくば がっこう か ちよくご しえんど たか がいど るぶ な みまも こえ
職場や学校が変わった直後は支援度の高いガイドヘルプ、慣れてくれば「見守り・声
かけ」といったガイドヘルプとするなど状況に合わせて対応が出来ると良い。

りゆう
○理由

じょうやく めいき いんくるーしぶ せいかつ じつげん ちいき
条約にも明記されているように、インクルーシブな生活を実現するためには、地域
がっこう しゅうがく ちいき にちゅうかつどう ば ほしょう あ まえ
の学校への就学や地域における日中活動の場の保障が当たり前でなくてはな
らない。通勤・通学は当該年齢の人たちにとっては地域生活のベースである。こ
てん しゃかいさんかこんなん しえんあぶろーち ひつす まいにち つうがく
この点での社会参加困難に支援アプローチしていくことは必須である。毎日の通学
かいご つうじょしせつ さぎょうじょ つうきんかいご かぞく さき み えんどれす かいご
介護や通所施設や作業所への通勤介護が、家族に先の見えないエンドレスな介護
ふたん お げんじょう さつきゅう かいぜん かんが
負担を負わせているという現状を早急に改善すべきと考える。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

ちてきしょうがい ひと つうきん つうがく さい こうきょうこうつうきかん りよう
知的障害のある人たちにとっては、通勤・通学の際に、公共交通機関の利用や
つうがく じょうこうばしよ いどう いっていきかん ちょうき いどうしえん ひつよう
通学バスの乗降場所への移動など、一定期間あるいは長期にわたる移動支援が必要
な場合が多いが、その負担を家族に強いていることが多いと思われる。

ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい つうきん つうがく いち たいおう げんじょう ふ
労働行政や教育行政における通勤・通学の位置づけや対応の現状を踏まえる
とともに、国レベルでの制度化や地方レベルでの取り組み（裁量）なども含めて、検討
ひつよう かんが
する必要があると考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

しよくば じむとう かいじょ がっこうない はいせつ しよくじ すいぶんほきゆう うわぎ
職場での事務等の介助・学校内でのノートテイクや排泄・食事・水分補給・上着の
ぬぎき くるまいすじょう たいいへんかん たいおんちようせいかいじょ つうきんつうがく ふく りようじかんたい
ぬぎき・車椅子での体位変換・体温調整介助など、通勤通学も含めて、利用時間帯

まいにち か へんこう よそく じゅうどほうもんかいご ちょうじかん
が毎日変わり変更が予測できないので、シームレスで重度訪問介護のような長時間
れんぞく せいど おこな さい しょくば かいご りようしゃすう おう しょうがいしゃこよう
連続の制度で行うべき。その際、職場での介護については、利用者数に応じて障害者雇用
かいけい じゅうどほうもんかいご ざいげん じゅうとう きょういく どうよう
会計から重度訪問介護に財源を充当すべき。教育についても同様。

りゆう
○理由

けんじょうしゃ おな つうきん つうがく しゃかいさんか まいにち きたく じかん か
健全者と同じように通勤や通学で社会参加すると、毎日、帰宅する時間が変わるた
め、シームレスなサービスでないと、健全者と同じ社会参加生活が実現できない。

けつろん
○結論

びょういんぎょうせい やくわりぶんたん
病院行政との役割分担
さいじゅうど ざいたくしょうがいしゃ いちじてき にゅういん ばあい りよう じゅうどほうもん
最重度の在宅障害者が一時的に入院する場合のヘルパー利用について、重度訪問
かいご りようで き さい しんりょうほうしゅう つうち かんごし ぎょうむ
介護がシームレスに利用出来るべき。その際、診療報酬の通知の看護師の業務について、
さいじゅうど ぜんしんせいしょうがいしゃとう しちょうそん じゅうどほうもんかいご しきゅうけつてい びょういん
最重度の全身性障害者等が市町村から重度訪問介護を支給決定されて病院でサービ
スを利用しているときは、看護師の業務独占に例外を規定して、診療報酬とバツティン
グしないようにするべき。

りゆう
○理由

げんざい しんりょうほうしゅう つうち かんぜんかんご じゅうどしょうがい ばあい つ そ みと
現在はこの診療報酬の通知に、完全看護でも重度障害の場合は付き添いを認めてい
るが、通知で、(1) 付き添いが看護師の業務を代替してはいけないこと、(2) 看護師の
ぎょうむ かいご きてい びょういん はい かいごいがい ぎょうむ
業務に介護が規定されている・・・ため、ヘルパーが病院に入っても介護以外の業務で
あるコミュニケーション支援事業のヘルパーとして入る建前になっており、重度訪問
かいご せいど はい つうじょうまいにち じかん じゅうどほうもんかいごりようしゃ
介護の制度で入ることができない。このため、通常毎日24時間の重度訪問介護利用者
が入院した場合、慣れたヘルパーの介護でないと体力の維持もできない重度の障害であ
っても、重度訪問介護を病院で使えない。(わざわざ市と交渉して1年かけて予算要望
してコミュニケーション支援事業での入院制度を作ってもらえない。しかし、予算
ふそく にち じかんでいど しえん う れい おお しちょうそん みと ばあい じゅうど
不足で1日4時間程度しか支援が受けられない例が多い)。市町村が認めた場合、重度
ほうもんかいご たんき にゅういんじ びょうつ つか よさんそち ふよう りようしゃ
訪問介護がそのまま短期の入院時も病室で使えれば、予算措置は不要で、利用者にとつ
もつ よ ほうほう
て最も良い方法になる。

けつろん
○結論

けんりじょうやく ほか もの びょうどう かんが かそち くま つうきん あた まえ
権利条約でうたう「他の者との平等」を鑑みても、過疎地では車での通勤が当たり前
なので、介護の必要な重度の障害者の場合も通勤には自家用車での移動が必須となる。

障害者の自宅の車等の運転をヘルパーが行うのは道路運送法上の問題はない。措置制度時代はガイドヘルパーが運転をしてガイドヘルプすることを認めていた過疎地の市町村は多い。重度訪問介護や移動介護で車の運転を介護内容の1つとして認めるべき。

○理由

過疎地ではバスもほとんどなく、自家用車以外での通勤は困難。社会参加外出も健常者と同様に行えるようにするためには車での移動が不可欠。

過疎地以外にも、体温調整障害の全身性障害者などは都市部でも自家用車等での通勤・社会参加外出が必須。

障害者の自宅の車以外にも、障害者自身が近所の親戚などに借りた車や障害者団体に借りた車なども道路運送法上の問題はない。

【岡部委員】

○結論

少なくとも、重度訪問介護等による個別包括支援（パーソナルアシスタンス）については、当事者をよく知る同一のアシスタントが、通勤介助や職場のジョブ・コーチ、社会参加の支援から金銭管理及び家事援助に至るまでの包括的な支援を行えるようにするべき。

○理由

人の生活がシームレスである以上その支援も生活のフェイズ別に分断されるのではなく、可能な限りシームレスでなくてはならない。知的障害者については、第4回部会参考資料2で紹介した米国・カリフォルニア州のサポートドリビング・サービスマニュアル「東京・多摩地域の実践（ピープルファースト東久留米編）」（知的障害者が入所施設ではなく地域で生きていくための本）（生活書院）などに詳しい）を参照してほしい。

【小澤委員】

○結論

- ・ 就労にともなう介護、通勤支援、は労働政策で。
- ・ 就学にともなう介護、通学支援、は教育政策で。

○理由

- ・ 障害者権利条約の合理的配慮義務を勘案すると、上記の結論になる。

おのしいん 【小野委員】

○結論

移動の支援・介助は福祉の制度として確立すべきである。

○理由

就労や教育の現場における支援体制は、それぞれの法制度によって確立すべきであるが、それらをつなぐ社会生活上の支援は、福祉制度に位置付けるべきだから。自治体によっては、通学支援に移動支援を許可している自治体もある。

かどやいいん 【門屋委員】

○結論

必要です。財源は教育機関を利用するための支援であれば教育分野が、就労関連であれば労働分野が考えるべきです。生活分野は福祉分野が担うべきと思います。

○理由

差別をしない原則のために必要です。就労は労働分野で、教育は大学まで教育分野で財源負担をすべきです。それぞれの分野において、全ての国民への平等な施策を原則としてもらうことが、労働分野でも教育分野でも障害者を差別することなく受け入れるという理念を持ち、当然財源についても常に考えることが必要です。障害担当分野に任せる現在のやり方は、結果的にそれぞれの分野からの分離を生み、施策責任回避になっています。それぞれの分野が全ての国民として障害者を常に含むことが重要です。

きみづかいいん 【君塚委員】

○結論

福祉サービスの利用ではなく、就労に関しては雇用主が、教育に関しては学校が、通勤通学の安全責任を負う。就労は通勤手当に代えて送迎。通学は安全指導の範囲で職員が対応する。

○理由

ふくしきサービスの利用となると、評価・契約等の諸手続きに事務的なコストがかかる。利用する機関で対応できる体制が望ましい。

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○結論

そうごうふくし ろうどうほう いっぽんか つうきん かいご どうほう はんい
総合福祉・労働法として一本化できれば、通勤への介護についても同法の範囲に
ふく かのう そうごうふくしほう も こ しょうがいしゃ はたらく
含むことが可能。総合福祉法にそこまで盛り込まないのであれば、障害者の働く
けんり もんだい しょうがいしゃこようそくしんほう ばっぼんてき かいせい
権利の問題として障害者雇用促進法を抜本的に改正してカバーする。

りゆう
○理由

そうごうふくしほう しゅびはんい ろんぎ たかえ かいだい
総合福祉法の守備範囲のそもそも論議に立ち返る課題なので。

こんどういん
【近藤委員】

けつろん
○結論

しゅうろう つうきんじ よう かいごしえんさーびす ろうどうぎょうせい しゅうがく つうがくじ かいごしえん
就労・通勤時に要する介護支援サービスは労働行政、就学・通学時の介護支援
きょういくぎょうせい やくわりぶんたん ざいげん かくしやうちやう かくほ く せいど
は教育行政で役割分担し、財源も各省庁で確保することとし、国の制度として
いち
位置づけるべきである。

りゆう
○理由

げんざい つうきん かいご きかんげんてい じよせい ご きぎょう ゆだ
現在の通勤の介護については、期間限定の助成であり、その後は企業に委ねる
せいど せいど こよう けいぞく あんてい
制度となっている。この制度では、雇用の継続は安定しない。

さいとういん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ かいじょ しょうがいしゃ かに なか と こ しゃかいさんか
障害者の介助サービスは障害者を家庭の中に閉じ込めるのではない社会参加を
きほん いみ てん ぜったい おこな
基本とすべきであり、その意味でこれらの点のサービスは絶対に行わなければならない
いえ なか ちゆうしん かんが
にもかかわらず、ホームヘルプということばにあるように、家の中を中心に考えるや
かた こんぽん かんが なお
り方を根本から考え直さなければならない。

りゆう
○理由

ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい いっぽんしゅうろう ふつうきょういく かいじょ き
労働行政や教育行政が一般就労や普通教育における介助についてやる気が
いじょう ふくしぎょうせい かぎ ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい
ない以上、福祉行政がまずできる限りカバーしつつ、労働行政や教育行政の
せきにん めいかく いほか
責任を明確に行く他ない。

さかもといいん
【坂本委員】

けつろん

○結論

そもそも、障がいのある方の生活全体を福祉サービスですべてカバーすることは困難であり、労働、教育等それぞれの立場において障がいのある方が社会参加できるような支援すべき。

○理由

例えば職場や学校における介助は、現行でも就労・教育施策の中でも対応されており、それらをすべて福祉で行政でというのは、町の財政的にも難しい。まずは、労働、教育、交通、情報通信などそれぞれの関係機関や行政機関が、障がいのある方が社会参加できるように自ら支援を考えるべきである。障がいに関することはすべて福祉行政や福祉関係機関に委ねるといったやり方を認めてしまうと、国全体の障がいについての理解や支援も進まず、発展性がない。

さのいいん
【佐野委員】

けつろん

○結論

就学年齢とそれ以前の障害者は主に教育行政のサービス、就学年齢に達すれば主に労働行政のサービス、全年齢層を通じての教育・労働行政サービスでカバーできない部分は総合福祉法のサービスと考えるのが適当である。

○理由

成人年齢・就学年齢を超えれば、障害の程度・種別を問わず就労の権利がある。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん

○結論

おや会ぎとの合同さぎょうチームの場で検とうする。

○理由

教いくの保障、労働の保障も、それぞれの分やでちゃんと守られなければならないから。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○結論

つうきん つうがく いどうしえん ちいき せいかつ けんり じつげん え
通勤・通学における移動支援なくして「地域で生活する権利」の実現はあり得ない。そして、各障害特性に対する専門知識を有する者が移動支援とともに、必要な介護を行えるような制度が望ましい。労働分野、教育分野との役割分担や財源を含めた調整は必要となろうが、基本的に障害者の住居から就労場所・学校までの移動と、各就労場所・学校内での移動については、新法における支援が担うべきと考える。

りゆう
○理由

いどうしえん ちいき せいかつ けんり きばん けんぽう じょう
移動支援は「地域で生活する権利」の基盤をなすものであるとともに、憲法22条で定める居住移転の自由を実質化するものであるから、十分な支援が行われる必要がある。新法が障害者の「地域で生活する権利」を中心に据える以上、これに必要と考えられる支援は新法が担うべきである。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○結論

ま ぶんや ひつよう おも じじょう たんとうしやうちやう かか
まずはそれぞれの分野で必要と思われる事情についてどこまで担当省庁の関わりで実現できるかについてを求めてゆくことが重要である。それまでの補完として、地域生活支援事業などでカバーできるように地域生活支援事業の移動支援などで行えるよう基金などで対応する。

りゆう
○理由

ひつよう じょうきやう たい ちいき しげん そうしゆつ じぞくかのう しえん
必要な状況に対して地域の資源を創出してゆくことと、持続可能な支援とのバランスは常に必要であり、支援の担い手とそれに関わるスタッフ、かかるコストとその負担について適切な役割分担が重要である。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

そうごうふくしほう かいじよさーびす しーむれす かたち つか
総合福祉法では介助サービスはシームレスな形で使えるようにすべきである。

りゆう
○理由

ろうどうぎやうせい きやういくぎやうせい こべつ かいじよさーびす つつみきやう むだ おお
労働行政や教育行政で個別に介助サービスを提供することは無駄が多

いので、資金のみ提供し、福祉サービスの総合福祉法サービスに業務を委託することが適切である。つまり通勤通学に介助に要した介助料については労働行政、教育行政に対して請求をしていく方法で行う。そのほうが財源確保としてはやりやすい。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

社会参加に必要な支援はできる限り移動支援でカバーすべきであると考え。その際の財源は行政の縦割りを超えて分担すべき。

りゆう
○理由

通学に関しては、親が付き添いや送迎などの負担を強いられていることが多い。通勤に関しても就労の際の大きな課題となっている。福祉行政だけでなく労働行政と教育行政との一元的な施策として検討する必要がある。

にしたきいいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

通勤・通学の移動介助を制度的に保障するとともに、ヘルパーの私用車での外出支援を認めること。利用者によって2人体制での支援を認めること（現行でも可能だが、市町村よって制限あり）。社会参加のための行動援護サービスの利用要件の緩和、支援体制の強化、報酬の引き上げ等をおこなう必要がある。

聴覚障害者の就労に際しては、コミュニケーション専門技術をもったジョブコーチの継続的な派遣等が必要である。また、職場内での日常的なコミュニケーション環境の整備、必要に事業所外部からコミュニケーション支援を受けること、それを支える予算的な措置など、基本的には、労働行政において予算措置を含めた対応が望まれる。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

（縦割りで）相互の連携がないことから、効果的な幾多の事業がありながら使えないという事例は少なくない。問題は、行政の各専門機関や事業所、マンパワーの

れんけい ていけい こうちく
連携・提携が構築されてないことである。

そうごうふくしほう じょうぎ れんけい ていけい すす ちようせい としき あら
総合福祉法には、上記の連携・提携を進めたり調整したり、時に新たなサー
ビスを創設したりする権限をもつ機能をもたせ、それぞれの個別的（医療、介護、
しゅうろう きょういく つうきん つうがくほか ほうたいけい とうぜんそうごうふくしほう かんれん
就労、教育、通勤・通学他）な法体系は当然総合福祉法とも関連させながら
かくじゅう ひつよう
拡充する必要がある。

きょういく ぶんや とくべつしえんきょういく せいかつめん ふくしてきしえん れんけい じゅうよう
教育の分野では、特別支援教育と生活面での福祉的支援との連携が重要。

りゆう ○理由

まんせいしっかん こ おお ふつうがっきゅう きょういく う とくべつしえんきょういく
慢性疾患の子どもたちの多くは普通学級で教育を受けている。特別支援教育で
の支援は教育的な立場からの援助であり、日常生活上の援助も教育現場では欠
かせない。きょういく ふくし れんけい しえん のぞ
教育と福祉の連携による支援が望まれる。

げんこう しょうがいしゃこようそくしんほう きぎょう えんじょ しょうがいしゃじしん ちよくせつ
現行の障害者雇用促進法は、企業への援助はあっても障害者自身への直接
の援助になっていない。さらに現行の身体障害者の枠にとらわれており、なんびょう
慢性疾患をもつ人たちの多くは谷間におかれている。難病をもつ人の就労モデル
じぎょう はじ せいきこよう たいしょう ほうていこようりつ
事業が始まったが、正規雇用のみが対象であることと、法定雇用率にはカウントで
きないことから、その意義はあるが、すすんでいない。なんびょう まんせいしっかん こんなん かか
える人も障害の範囲に加えることで、障害者としての就労支援も進むことになる。
さらに、しっぺい ともな しょうがい かか しゅうろう つづ かんきょう
疾病を伴う障害を抱えながら就労し続けるための環境づくりのために、
ろうどうぎょうせい れんけい ふかけつ
労働行政との連携も不可欠である。

つぎ とうじしゃ こえ みみ かたむ
次のような当事者の声にも耳を傾けるべきである。

なんびょう にんてい かいしゃ たいしよく つよしよう しょうしん かいむ
「難病と認定されたために会社から退職を強要されたり、昇進が皆無となった
り、いちぶ きゅうよ げんじつ なんびょう せお せいかつふたん ひおこ
一部に給与カットが現実があり、難病を背負っての生活負担を惹起させている。
これらのようなことのない社会構築を。安心して治療に専念できるように。」

はしもといいん 【橋本委員】

けつろん ○結論

つうきんつうがく かいじょ みと
通勤通学の介助は認める。

りゆう ○理由

しゃかいさんか しえん ゆうこう じりつしえん
社会参加としての支援が有効であり、自立支援にもつながる。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

けいざいてき しえん ぎょうせいきかん ふたん おも いどうじょう
経済的な支援は、いずれの行政機関が負担してもよいと思われるが、移動上の
しえんぎじゅつ もと ばあい ふくし おこな
支援技術が求められる場合には、そのスキルをもっている福祉サービスとして行うこと
てきとう おも じどうせいと ほうかごしえん こうれい しょうがいしゃ
が適当と思われる。児童生徒の放課後支援、高齢。障害者のデイアクテビティセン
ターなどの、機能を持つ体験の場が多く必要とされる。

ほか しょうがい きょうつうりかい えんじょ けんつねしゃ しょうがいりかい ば ひら ば
他の障害への共通理解、援助、健全者の障害理解の場ともなる開かれた場が
ひつよう
必要。

マイナーイメージではない、明るいネーミングの場として

りゆう
○理由

つうきん つうがく く なか だれ おこな しょうがい と
通勤、通学などは暮らしの中で誰もが行うことであり、それが障害により閉ざさ
れることがあってはならない。

あらゆる場に他の者との平等という思想を根づかせるために、障害者の参加を
ほしょう ひつよう
保障する必要がある。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

しゃかいさんか してん しゅうろう しゅうがく さい つうきん つうがく かいじょ
社会参加の視点から、就労・就学に際しての通勤・通学の介助は、もちろん
ほしょう もんだい ほか ぶんや やくわりぶんたん ざいげん
保障しなければならない問題である。他の分野との役割分担や財源については、
かんけい どうぎ へ けってい かんが
関係するところとの討議を経て決定していくべきと考える。

りゆう
○理由

めん かぞく えんじょ たよ ろうどう きょういく やくわり
この面では、これまでとかく家族の援助に頼ってきたり、労働と教育との役割
ぶんたん めいかく ねっく さい けんとう
分担が明確でないため、ネックになってきたので、この際しっかりと検討をしていく
べきである。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

まず、つうきん つうがく しえんほしょう ふかけつ
通勤・通学への支援保障は不可欠。
つぎ しょくばないしえん げんこう ろうどうぎょうせい しょうがいしゃ こよう そくしんとう
次に職場内支援について現行の労働行政でも「障害者の雇用の促進等に
かん ほうりつ しょくぎょうのうりよくかいはつそくしんほう こようほけんほう こよう
関する法律」でのジョブコーチ、「職業能力開発促進法」「雇用保険法」「雇用

ほけんほうしこうきそく とう もと とくていきゅうしよくしゃこようかいはつじよせいきんせいど さまざま
保険法施行規則」等に基づく特定求職者雇用開発助成金制度や様々な
しょうがいしゃしゅうろうしえん たんとう こんご たんとうぶしょ とうはいごう たてわ
障害者就労支援を担当しているが、今後は担当部署を統廃合して、縦割りに
おちい そうごうてき おうだんてき じっし
陥ることなく、総合的、横断的に実施していくべき。

これらは数ヶ月の期間限定制度であり、身体介護などは恒常的に職場内で
かつようでき せいど
活用出来るパーソナルアシスタント制度とするべき。

がっこうない しんたいかいご こうどうしえんとう そうごうふくしほう もと しえん みと
学校内でも身体介護や行動支援等は「総合福祉法」に基づく支援が認められるべ
き。

ただ ざいげん おおはば かくちょう ひつよう がっこうかんけい もんぶかがくしゅう
但し財源については大幅な拡張が必要であり、学校関係は文部科学省、
しよくばかんけい けいざいさんぎょうしやうなど せきにん しょうちやうおうだんてき かくとく
職場関係は経済産業省等も責任をもって省庁横断的に獲得する。

○理由

そうごうふくしほう しょうがいしゃ しゅうがく しゅうろう しえん じゅうよう
「総合福祉法」が障害者の就学、就労を支援することが重要であること
とうぜん つうきん つうがく しえん つか ろんりむじゆん
は当然であり、通勤・通学に支援が使えないなどということは論理矛盾であるし、
しよくばない きやうしつないしえん ほしやう とうぜん じり
職場内、教室内支援の保障も当然の事理であるから。

けんりじやうやく もと じぎやうしやなど ごうりてきはいりよぎむ りこう こうてき かくほ
また、権利条約に基づく事業所等の合理的配慮義務の履行を公的に確保して
ほうせいび ひつよう
いく法整備が必要。

たと ちてきしょうがいじ がっこう きやういん きやういく かいごじん しえん きやうかい
例えば知的障害児の学校での教員による教育と介護人による支援の境界
せん はんぜん しがたいばあい え きやういく ふくし すみわけ
線が判然とし難しい場合があり得るかもしれないが、それは教育と福祉で棲み分けは
かのう きやうしつない くるま あたりまえ こべつかいごしや
可能である。教室内に車いすがあるのが当たり前のように、個別介護者がいること
なん むじゆん
は何ら矛盾しない。

【増田委員】

○結論

ろうどう こよう そうごうふくしほう はんい かんがえない はたらく ひつよう じんてき
労働・雇用については、総合福祉法の範囲で考えないが、働くために必要な人的
しえん いどうしえん こみゆにけーしょんしえん かんきやうせいび そうごうふくしほう
支援（移動支援やコミュニケーション支援、環境整備など）については、総合福祉法
なか おこなう
の中で行う。

【三浦委員】

○結論

つうきん つうがくなど せいかつしえん しゃかいせいかつしえん ひつよう ぶぶん
通勤や通学等、生活支援（社会生活支援）として必要とされる部分について
しえん きやういく ば ろうどう ば しえん ふくしせさく れんけい
は支援する。教育の場や労働の場における支援については、福祉施策との連携も

ふく かくせさく ぎろん
含め、各施策において議論されるべき。

りゆう
○理由

しゅうろう しゅうがく しょうがい ひとびと い おも いみ そうごう
就労・就学は障害のある人々の生きがいとなる重い意味がある。総合
ふくしほう たいおう しょうがい はんい かのう せいり うえ
福祉法の対応できる支援の範囲としてどこまで可能であるのかを整理した上で、
かくせさく せいごう ほか やくわりぶんたん れんけい ひつよう しょう しょう
各施策との整合を図りつつ役割分担と連携により必要な支援を保障することが
もと かんが
求められると考えるため。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○結論

すべ しょうがいふくし ふたん いどう ひつよう しょう しょう ひつよう ばあい つうがく
全てを障害福祉が負担するのではなく、移動に必要な支援が必要な場合、通学
じ がっこうきょういく いどう しょう つうきんじ しゅうろうじ しょくば しょう とう
時は学校教育で移動の保障をし、通勤時、就労時は職場が保障する等の
ちようせい ひつよう
調整が必要。

りゆう
○理由

こうせいろどうしょう しちようそん ほんだん いどう しょう ないよう ちいきかんかくさ しょう
厚生労働省、市町村の判断で移動の支援の内容に地域間格差が生じて
きている。ざいせいてき ふたん もんだい ぜんしやうちよう ちようせい いどう ほ
財政的な負担が問題になるのなら、全省庁で調整して移動の保
しょう じつげん
障を実現すべきでないか。

みやたいいん
【宮田委員】

けつろん
○結論

つうきん つうがく いどうしょう こべつきゆうふ しゅうろう しゅうがく ぶつりてき
通勤・通学における移動支援を個別給付とし、就労や就学における物理的
へいがい じょきよ ざいげん そうごうふくしほう げんそく とくべつしょうがっこう
弊害を除去する。財源は総合福祉法を原則とするが、特別支援学校については、
こども どうすう きょういん かいじょいん はいち しょういん そうげい せいどか
子どもとほぼ同数の教員や介助員が配置されており職員による送迎の制度化
も考慮する。りょうしん しゅうろう ばあい じどうでいきーびす ほうかごじどうくらぶ
両親が就労している場合には、児童デイサービスや放課後児童クラブ
など そうげい たいしょう
等への送迎も対象とする。

りゆう
○理由

ちいき がっこう きぎょう しゅうがく しゅうろう しょうがいじ しゃ そうげい いどうしょう たいしょう
地域の学校・企業に就学・就労した障害児・者の送迎が移動支援の対象
とならない地域が多く、ちいき おおく しゃかいさんか おおきなへいがい とくべつしょうがっこうしゅうがくじ
社会参加の大きな弊害となっている。特別支援学校就学児
についても、いりようてきけ あ ひつよう ばあい かぞく そうげい ひつよう ばあい
医療的ケアが必要な場合には家族による送迎が必要な場合が多い。こ
のような問題は、もんだい ほんにん しゃかいさんか せいげん おや かぞく せいかつけん
本人の社会参加を制限するだけでなく、親・家族の生活圏や
ろうどうけん しんがい きけんせい てきかく けあまねじめんと ぜんてい しょう
労働権も侵害する危険性をもっているため、的確なケアマネジメントを前提に支援

たいしょう かくだい ひつよう
対象を拡大する必要がある。

もりいじん
【森委員】

○結論

らいふすてーじ おう じんせい もくひょう しゃかい やくわり
ライフステージに応じて、人生の目標、いきがづくり、社会における役割な
どを目標とした課題を設定して、到達可能な生活の充実を図ることが大切で
ある。生活は、縦割り行政によって分断されるべきではなく、一つひとつの活動や
参加に一連のつながりと関係性があることに留意して、総合的に目標を設定す
る必要がある。そのためには、選択肢としてのサービスの活用においては横断的、
円滑な活用が求められる。

ざいげんかくほ じっせき ろうどうぎょうせい きょういくぎょうせい
財源確保においては、これまでの実績をもとに、労働行政、教育行政など
で活用していた財源を持ち寄り、より良い支援に結び付けるシステムを構築すべきと
考えられる。そのためには、今後の取り組みについてモニタリングを行うなどをして、
より実践的な取り組みの充実を図る必要がある。

○理由

しょうがい ひと ひと せいかつ ひつよう しえん たてわ ぎょうせい ぶんだん
障害のある人もない人も、生活に必要な支援は、縦割り行政によって分断さ
れるべきではなく、そのための支援は総合的に構築されるべきである。

ろんてんでいー
論点 D -3-2) いばしょきのう ひろ なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう
居場所機能など広く仲間との交流や文化芸術活動などについてど
かんが かくほ たいけい かんが
う 考 え、確保していくための体系はどう 考 えるか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

○結論

いばしょきのう しゃかいてきこりつ ふせぐい み じゅうよう ほじょきん やちん
居場所機能は社会的孤立を防ぐ意味できわめて重要。補助金については、家賃や
じんけんひ ねんがく いったい きんがく ほしょう りようしゃすう おうじてうわのせ
人件費など年額で一定の金額を保障したうえで、利用者数に応じて上乗せされる
ような仕組みが必要。

あらいいん
【荒井委員】

○結論

しょうがいしゃ い づく こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう じゅうよう
障害者の生きがい作りのため、交流や文化芸術活動は重要なものであり、
たいけいてき いち ひつよう くに いちりつ き ちいき
体系的な位置づけが必要。ただし、国が一律に決めるべきものではなく、地域の
じしゅせい はつきでき しく ひつよう ざいげんそち こう
自主性を発揮出来るような仕組みとするとともに必要な財源措置を講ずるべき。

いざわいん
【伊澤委員】

○結論

しょうがいしゃじりつしえんほう しゅうろう むけたくんれん かりたて ちいき
障害者自立支援法によって、就労、それに向けた訓練への駆り立てにより、地域
あんしんあんぜん いばしょきのう じゅうくうかん だろっぷいん
から安心安全をかもしだす「居場所機能(くつろぎの自由空間/ドロップイン)」が
しょうじつ
消失した。

はたらく せいかつ くらし ちゅうしん げんじょう さーびすじぎょう さんか
働くことが生活、暮らしの中心になりにくく、現状のサービス事業への参加が
こんなん ひと そんざい ” いばしょきのう さいこう ひるがえって
困難な人たちが存在するなか、この“居場所機能”を再興すべし。翻ってそのこと
ながいれきし ゆうし わがくにこゆう ぶんか いう しょうきぼさぎょうしょ せいしん
は、長い歴史を有し、わが国固有の文化とも言うべき「小規模作業所」や、精神
しょうがいしゃ ざいたくしえん きゆうせんぼう せいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんせんたー
障害者の在宅支援の急先鋒だった「精神障害者地域生活支援センター」が
はたして やくわり きょう さいひょうか じぎょう さいこうちく もとめる
果たしてきた役割や機能への再評価と事業としての再構築を求めることであり、
しょうがいしゃじりつしえんほうてきしょう ちいきかつどうしえんせんたー ぎょうざいせいとき ぜいじゃく
障害者自立支援法的仕様では、「地域活動支援センター」を行財政的に脆弱な
しちょうそんじぎょう くに めいかく せきにんせい じっし もとめる
市町村事業としてではなく、国の明確な責任性において実施することを求めるも
のである。さらに居場所の発想を広げる中で、障害者のみの場ではなく、小学校区
こうれいしゃ しょうがいしゃ だれ つどい ちいき つくって ば
くらいで、高齢者も障害者も、誰もが集い、地域でのつながりを作っていく場の
ひつようせい ちいき ふくし ぞうしん かんてん おもう こーでいねーと じんざい
必要性を地域福祉増進の観点から想う。それをコーディネートする人材

こみゆにていーわーかーなど かくほ ひつよう
(コミュニティーワーカー)等の確保も必要。

○理由

はたらくこと おもき おくしゃかいてきふうちょう たかまり そえないひと
働く事に重きを置く社会的風潮の高まりによって、それに添えない人たちに
ひややかなまなざし おくるけいこう つよまり きがかり かんりねん じょうせい
冷やかな眼差しを送る傾向の強まりがとても気がり。この間理念としても醸成さ
れてきた「共感や共生の社会」への市民感情が揺らぎかねないという危惧が募る
しょうがい あぐら ろんちょう しょうがい はんて
(障害に胡坐をかいて.. などの論調)。障害やハンデがあってもなくても、とも
くらしして ちいき まちづくり きょうかん きょうせい ふくしこみゆにていー ようえんごしゃ
に暮らしていく地域や街づくり、共感と共生の“福祉コミュニティー(要援護者を
つつみこむちいきしゃかいちから)”の創造をしっかりと包摂した施策のありようを強く求める。
しょうがい いばしょ ほんにん えんぱわめんと たかめて おもう
そして社会的な居場所は、本人のエンパワメントを高めていくことと思う。

いしばしいん 【石橋委員】

○結論

とくべつ たいけい ひつよう かんが しゃかいさんか してん いっぱんしみる こうりゅう
特別な体系は必要ないと考える。社会参加の視点からは一般市民との交流が
じゅうよう ころ すいしん しょうがいしゃ てき いばしょ
重要。心のバリアフリーを推進するためにも障害者だけのサロンの居場所はそれ
じゅうよう
ほど重要ではない。
しゃかいふくしきょうぎかい かつどう せっきよくてき さんか
社会福祉協議会やまちづくりのサークル活動に積極的に参加していくことが
じゅうよう
重要。
げいじゅつかつどう しょうがいしゃ はっぴょう きかいかくほ ほしょう
ただし、芸術活動など障害者の発表の機会確保は保障されなければならない。

○理由

いばしょ ふく こうりゅう ぶんかかつどう しょうがいしゃ かぎ
居場所を含めて交流や文化活動は、障害者に限ったことではない。

うじたいいん 【氏田委員】

○結論

ひろ いっぱんしみる こうりゅう ぶんか げいじゅつかつどう みちか ちくせんた
広く一般市民との交流や文化芸術活動などを身近な地区センターや
かるちゃーせんた すぽーつせんた おこな ひつよう
カルチャーセンター、スポーツセンターなどでともに行えるようにする必要がある。
どうじ しょうがい なかま あんしん きがる つど ば てきようそ
また同時に障害のある仲間たちが安心して気軽に集える「たまり場」的要素をもつ
ばしょ ひつよう
場所も必要である。

○理由

はったつしょうがい ばあい こうど ゆた しゅみ も ひと たしや
発達障害の場合、かなり高度で豊かな趣味を持っている人もいるが、他者とそれ
こうりゅう かつどうてんかい よわ てん しえん ちいきしげん ようい
を交流させる活動展開に弱いところがある。この点を支援できる地域資源を用意で

きることが望ましい。例えば、絵画を趣味にしている人同士が集う、そこに、地域の人たちも自然な形で参加するといったことが可能になるような文化拠点をセッティングするための支援機能や人材が必要である。また一般的な広がりには欠ける色合いの趣味活動であっても、その人たちのつながりができれば、一つの文化活動となり、社会自体が自然な形で多様性を認める契機ともなる。スポーツに関してもユニバーサルに楽しめるものなどをもっと普及させていくための後押しが必要である。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

知的障害のある人たちにとって、仲間との交流、ピアサポートなどの本人活動や美術、演劇、演奏などの文化芸術活動は、本人のエンパワメントやQOLの視点から重要な活動であり、全国的にも広がりを見せている。制度的には現行の地域生活支援事業を拡充していくことが考えられる。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

地域生活支援事業等の枠組みは、セルフヘルプ・グループやピア・サポート、プロシューマー事業等について積極的な助成措置を行うことにこそ活用されるべき。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

当事者団体の活動にお金を出せる制度をつくる。

りゆう
○理由

当事者が集まって話し合える場所はとても重要だから。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

地域活動支援センターは基本資源としてどこにでもあるようにすべきです。居場所機能を土台として、地域によってはデイサービス・デイケア・日中一時支援といった機能を持つことも可能とすべきです。趣味など個人的活動については一般文化活動への

さんかそくしん おこな かんが おも しょうがい ひと たの よかかつどう
参加促進を行うべきと考えています。重い障害の人の楽しみ、余暇活動などは
しゃかいさんかめ にゆ ひと さーびす ていきょう かんが
社会参加メニューの一つとしてサービス提供を考えるべきです。

○理由

すく じんこうき ぼちいき しげん きほんしげん ば しげん
少ない人口規模地域では資源がないこともあるので、基本資源として「たまり場」資源
ひつよう かんが
は必要と考えています。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

○結論

ひきこもりがち せいしんしょう しゃ なかま こうりゆう ば いばしょ
引きこもりがちな精神障がい者にとっては、仲間との交流の場としての居場所は
にんげんかんけいづくり かかせない げんじょう ちいきかつどうしえんせんたー きのお
人間関係作りには欠かさない。現状の地域活動支援センターが機能をもっと
じゅうじつ いばしょ そうだん ば げいじゅつかつどう さんか ば
充実させ、居場所であり、相談できる場であり、芸術活動などに参加できる場に
はってん
発展できるとよい。

○理由

なかま であうばしょ いった ひきこもり ひと ちいき でかける しょうじょう
仲間に出会う場所に行って、引きこもりの人が地域に出かけるようになり 症状がよ
くなつた事例が精神障がい者について聞くことが多い。

きみづかいいん
【君塚委員】

○結論

としょかん こうみんかん ほいくじょ しょうがっこう たんい ちいききそんしせつかつよう ちいき
図書館、公民館、保育所、小学校などの単位で地域既存施設活用し、地域へ
あっぷいーる いっぱん ひと おな くうかん りよう しすて うけい たいおう
アピールする。一般の人と同じ空間が利用できるシステ、受け入れ対応できる
せんもんか はいち
専門家の配置をする。

○理由

とくべつ にちじょうてき かんきょう りよう ちいきじゅうみん ばんばわ かつよう
特別でない日常的な環境を利用することで、地域住民のパンパワーを活用する。
しょうらいてき りよう し かんきょう ちいきじゅうみん ち
それが将来的に利用するかも知れない環境として地域住民がそれぞれの地にあった
たいけい つく あ かのうせい いみ ていちゃく
体系を作り上げるようになる可能性があることに意味があり、定着しやすい。

こんどういいん
【近藤委員】

○結論

いばしょきのう ひつよう げんこう ちいきかつどうしえんせんた じつたい わ
居場所機能は必要である。現行の地域活動支援センターの実態を2つに分け、
でいあくていびてい きのお せいかつかいご とうごう かつどうしえん ば いばしょきのう
ダイアクティビティの機能は生活介護と統合した「活動支援の場」とし、居場所機能

ちいきかつどうしえんせんたも
は地域活動支援センターに持たせてはどうか。

りゆう
○理由

しきゅうけつてい う じゆう た よ こうりゆう ば ちいき なか ふかけつ
支給決定を受けずに、自由に、立ち寄る、交流する場は、地域の中に不可欠である。

さかもといいん
【坂本委員】

けつろん
○結論

しょう かた しゃかいさんかしえん ふくし
そもそも、障がいのある方の社会参加支援を福祉サービスですべてカバーするこ
こんなん ぶんかけいじゅつとう たちば しょう かた
とは困難であり、文化芸術等についてもそれぞれの立場において障がいのある方
しゃかいさんか しえん
が社会参加できるよう支援すべき。

りゆう
○理由

しょう かん ふくしぎょうせい ふくしかんけいきかん ゆだ
障がいに関することはすべて福祉行政や福祉関係機関に委ねるといったやり
かた みと くにぜんたい しょう りかい しえん すす はってんせい
方を認めてしまうと、国全体の障がいについての理解や支援も進まず、発展性
がない。

さのいいん
【佐野委員】

けつろん
○結論

どうしょうしゃ こうりゆう ぶんかけいじゅつかつどう しょうがい じゅよう じぶん み
同障者との交流や文化芸術活動をする事は、障害を受容し、自分を見つめ
しゃかい さんか ひつようふかけつ かつどう たい
なおし、社会に参加していくために必要不可欠の事です。このような活動に対する
じょせい ひつよう しえん すす せいどか
助成や必要な支援を進めるために制度化をすべきである。

しみずいいん
【清水委員】

○結論

じちたい じったい なか しみんさんかく そうぞうてき こうちくてき てんかい
自治体のそれぞれの実態の中で、市民参画のもと、創造的・構築的に展開され
ていかなければならない。

○理由

しみん しみん みんなでつくる、 「まちの ゆた } しょうがい も ひと い
市民みんなでつくる、「まちの豊かさづくり」として、障害を持つ人たちが居るこ
かち ちから しく そうぞうてきと く
との価値をまちの力にしていく仕組みとして、いくつもの創造的取り組みができる
かのうせい おも ふう たいけい
可能性があるとあります。そういう風にすすめていける体系に。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

「〇〇したい」をかなえるための支え（日中活動）の一つとして考えるべき。

りゆう
○理由

活動を細かくわかる必要はない。あえてわかるのであれば、「日中活動」の一つとして、昔の精しん障害者ちいき生活支えんセンターのような、ゆるやかな「いばしょ」「たまり場」の機のをふつつさせた方がよい。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○結論

各都道府県に文化芸術の拠点を整備する。美術においては、精神科病院、福祉施設などにおいて優れた作品を創造している人達の調査・研究機能も併設する。また、展示において独自の展示スペースか、国立・公立美術館などとの連携で、展示会を開催する。障害者の作品はすべて素晴らしいという観点ではなく、質が高い作品を評価する仕組みも併せて構築する。

りゆう
○理由

パリ市立美術館において、2010年3月より10ヶ月間にわたり、日本の作家63名、1000点の作品が、美術館の主催で開催されている。そしてこのことは、NHKの「日曜美術館」でも。特集として取り上げられるなど、福祉の枠を超えて美術の分野でも大きな話題となっている。国内において障害者のエンパワーメントを叫ばれて久しいが、まさにこの取り組みがエンパワーメントとなり、芸術の都フランスのパリにおいて証明された。我が国においてもその体制整備が求められている。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

当事者の企画運営によって、行政が補助金を出して運営補助を行っていく方式がふさわしい。

りゆう
○理由

小規模でも基本ベースの資金は必要なので、事務所と人件費分は障害者が2名以上利用する組織で確保されるようにし、それ以上人数が増えると加算されるような

ほうしき ほじょきん しきゆう かつどうないよう と
方式で補助金が支給されるべきである。活動内容については問わないこととし、
さんか しょうがいしゃにんずう しきゆう しょうがいしゃ ふれっしやー
参加する障害者人数のみの支給とすることは障害者にプレッシャーをかけず、
うんえいしゅたいしゃ もちべーしょん をあたえることになる。このような交流の場が、
しょうがいしゃ えんぱわめんと ご しゃかいこうけん だれも す
障害者のエンパワメントにつながり、その後の社会貢献につながって、誰もが住み
やすいまちづくりの基本になるので、行政が資金提供する意味があり、見返りも
じゅうぶん しょうがいしゃがわ しゅたいてきかつどう しょうがいしゃ ようせい
充分にある。障害者側も主体的活動できる障害者を養成するように
さまざま きかい しょうがいしゃ えんぱわめんと ひつよう
様々な機会に障害者のエンパワメントをはかる必要があるが、それは生育の
しょきだんかい かいじょしゃ つか しゅたいてき い
初期段階から、介助者を使って主体的に生きることからうまれてくるので、
がいどへるぶ せいかつしえん さーびす じゅうじつ きほん かつどう な た
ガイドヘルプや生活支援のサービスの充実が基本としてあり、この活動が成り立
つことを理解すべきである。

もちろんこれらの交流や活動の中で、個別給付の介助サービスが使えることに
していくことが当然であり、その活動の場の職員に介助の負担を課してはならない。
じゅうらい さぎょうじょ つうしよなか かいじょじかん みと しゅうろう ば
従来の作業所は通所中の介助時間を認めてこなかった。これも就労の場と
どうとう いち こべつかいじょ みと
同等の位置づけで個別介助を認めるべきである。

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん ○結論

なかま こうりゅう ぶんかげいじゅつかつ しみん しゃかいさんか してん じゅうよう かつどう
仲間との交流や文化芸術活は市民としての社会参加の視点から重要な活動
である。そのためには、移動手段としての移動支援と活動の場としての地域活動支援
せんたー じゅうよう
センターが重要となる。

にしたきいん 【西滝委員】

けつろん ○結論

ちょうかくしょうがいしゃ しゅわとう じゅう はな あ さまざま こみゆにてい ば ひつよう
聴覚障害者は手話等で自由に話し合える、様々なろうコミュニティの場が必要
である。聴覚障害当事者団体の活動支援、地域の手話サークル・要約筆記サークル
とう かつどうしえん
等の活動支援、
ちょうふくしょうがいしゃ ひびつど しゅわとう じゅう はな らく す つど ば つく
ろう重複障害者が日々集い、手話等で自由に話し楽しく過ごせる「集いの場」作り
しえん ひつよう
への支援が必要である。

のほらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

ニーズはさまざまであるが、普通の人がもつ当たり前のニーズには当然応えるべきである。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

上記のように、まずは院内でのたまり場の確保、等から始まるのもよし、ぴあサポート体制から広く視野を拡大していくためのサポートが行われる様な資金援助や人的支援が大切。

現行の地域活動支援センターを見直すこととあわせて、障害のある人もない人も市民として活用できるユニバーサルな形のものとして障害者計画の中で整備していくことやボランティア育成事業などと合わせて考えられないか。

りゆう
○理由

人とのつながりで人は生きられるから。すべての人を孤立させてはならない。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○結論

居場所は精神障害者にとって重要
文化芸術活動は既存の社会資源の中でやれる様にしてほしい

りゆう
○理由

障害者の社会参加が拡がり、結果として啓発につながる

ふくいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

地域で豊に生きていくためには、欠かせない分野であり、当然総合福祉法の中に位置付け、障害当事者を中心に自治体、専門家などによる検討会議を設置し、施策の実現を図っていくべきである。

りゆう
○理由

これまでも自主的に地域で取り組まれてきている放課後対策や共同の文化活動な

ど、実践活動に援助し、法的な位置付けをしていくことも重要である。

【藤井委員】

○結論

ピア・サポート活用の観点からも仲間との交流や文化芸術活動などに対する助成などの支援事業を制度化するべきである。

○理由

障害者権利条約第26条1項には地域における自立とインクルージョンの達成のためにピア・サポートを活用するとあり、この条項の推進を具体化する施策が必要であるため。

【藤岡委員】

○結論

地域活動支援事業に代わり日中活動支援センター事業を作る。

○理由

全ての人々が排除されることなく社会的に包摂され、文化的生存権と幸福追求権が保障される制度を。

【増田委員】

○結論

精神障害のある人の場合に、安心して過ごせる場所が複数あることが必要である。仲間同士の出会いの機会を得たり、社会参加や生きがいにつながるような体験の場が豊富に準備されることが必要である。デイアクティビティセンターのような体系。多様な人が利用することを考えると、移動支援が必要。

【三浦委員】

○結論

可能な限り一般施策の中で考え、一般資源へのアクセス保障の面からも検討する。また、地域の状況に応じて地域生活支援事業（地活や社会参加促進など）を有効に活用して確保する。

りゆう
○理由

かんれん いっぱんせさく なか しょうがいしゃ たい てきせつ はいりよ
関連する一般施策の中において障害者に対する適切な配慮がなされ、
こうりゅう ぶんかげいじゅつかつどう そくしん ちいき いっぱんせさく ないよう
交流や文化芸術活動が促進されるべきであるが、地域によって一般施策の内容
てんかい どあ さい かんが ばあい ふくしせさく
や展開の度合いに差異があることも考えられるため、そのような場合には、福祉施策
てきせつ きかい ば かくほ
として適切に機会と場を確保すべきであるため。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○結論

とうじしやかつどう よかかつどう ぶんかげいじゅつかつどう かつどう しえん ひつよう
当事者活動、余暇活動、文化芸術活動、スポーツ活動の支援は必要である。
かいじょう しょうりよう げんめん ふく けんとう ひつよう
会場の使用料の減免などを含めた検討が必要。

りゆう
○理由

しゃかいきょういく しょうがいがくしゅう よさんとう ほじよ しえん
社会教育、生涯学習の予算等からの補助と支援ができないだろうか

もりいいん
【森委員】

○結論

しょうがい ひと ひと おなじもくひょう む かつどう ば かくほ
障害のある人もない人も、同じ目標に向かってともに活動できる場の確保が
ひつよう ば かくほ くわ ぶんかげいじゅつかつどう おこな てきさぽーと
必要である。そして、場の確保に加えて、文化芸術活動を行うための人的サポート
しえんたいせい もと さくひん てんじ はっぴよう おおく
や支援体制が求められるとともに、作品の展示や発表などにあたっては、多くの
しみん かんしょう はっぴよう ば ていきょう のぞ
市民に観賞いただくための発表の場が提供されることが望ましい。
しょうがい ほんにん せんざいてき げいじゅつかつどう のうりよく う ばあい
障害があるために、本人の潜在的な芸術活動の能力が埋もれてしまう場合も
おお せんざいてき のうりよく はっくつ のうりよく の しえん もと
多くあり、潜在的な能力を発掘し、能力を伸ばすための支援が求められること
しょうがい とくせい りかい げいじゅつりょういき せんもんてきちしき ぎじゅつ ゆう
からも、障害の特性を理解し、芸術領域の専門的知識と技術を有する
しえんしゃ せんざい ひつよう そうさくかつどう うえ ちよさくけん かくほ かんするしえん
支援者の存在が必要である。また、創作活動の上で、著作権の確保に関する支援
もと
も求められる。

○理由

ぶんかげいじゅつかつどう たいするしどう しえんたいせい いちばんおくれて ぶんや
文化芸術活動に対する指導や支援体制が、一番遅れている分野でもある。この
ぶんや そくしん げいじゅつりょういき せんもんてきちしき ぎじゅつ ゆう しえんしゃ
分野を促進するためにも、芸術領域の専門的知識と技術を有する支援者の
せんざい ひつよう
存在も必要である。

やまもといいん
【山本委員】

けつろん
○結論

せるふへるぶかつどう かん こうつうひ うんえいひよう ほしょう
セルフヘルプ活動に関して交通費および運営費用を保障すべき

りゆう
○理由

だんしゅかい せいかつほごじゅきゅうしゃ こうつうひ しきゅう せいしん
AA断酒会については生活保護受給者について交通費が支給されるが、精神
しょうがいしゃ せるふへるぶかつどう いっさいほじょ
障害者のセルフヘルプ活動については一切補助がない。
たあひよう こうつうひほじょ ひつよう
立ち上げ費用および交通費補助が必要